# 令和5年度 行政監査結果報告書

- 指定管理者制度の運用状況 -

令和6年3月 宮城県監査委員

### 目 次

指定	管理	里者制度とは アスティー	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	-
第1	章	監査の概要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	-
	1	監査のテーマ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	-
	2	監査の目的		•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	• 1	-
	3	監査の主な調査項目及び着眼点		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	2
	4	監査の対象機関		•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	• 2	2
	5	監査の実施方法		•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	• 2	2
第2	章	監査結果		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	Į
	1	公の施設の管理状況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	Į
	2	指定管理者制度の導入状況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	Į
	3	指定管理者の選定状況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 7	7
		(1) 指定管理者の募集及び周知	方法	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 8	}
		(2) 指定管理者の選定		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 12	2
		(3) 指定管理期間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	5
		(4) 指定管理料		•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	• 1	7
		(5) 施設の修繕		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 19	9
	4	指定管理者と施設所管課の連携				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 20	0
		(1) 協定内容		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 20	0
		(2)指定管理者からの意見		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	1
		(3) 事業の引継ぎと次期指定管	理候	補	者	(D)	育	成	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	1
	5	モニタリング及び評価		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	1
	6	指定管理者制度の導入効果		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 24	4
	7	監査における指摘事項等への対	応·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	5
	8	前回調査の意見に対する改善点	•	•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	• 2	5
	9	直営施設の管理手法の検討		•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	• 28	8
	10	実地監査結果				•		•				•	•			•		•	• 28	8

第3章	監査	≦結果を踏まえた	:意見		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
1	住戶	<b>ミサービスの向上</b>	<u>.</u>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
2	指定	三管理者の選定・	評価		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
	(1)	選定委員会			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
	(2)	指定管理者制度	ぎの導入		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
	(3)	公募と非公募			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
	(4)	募集期間と事前	了公表		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
	(5)	選定状況の周知	]		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
3	評句	面とモニタリンク	ř		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
4	指定	三管理者と施設所	で課の連打	隽			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
	(1)	指定管理者から	の意見		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
	(2)	引継ぎと育成			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
	(3)	内部統制			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
5	直営	<b>対施設</b>			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
第4章	今後	後に向けた提言			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36
1	指定	<b>ご管理者制度の改</b>	(善		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36
2	実地	也監査先への提言	Ì		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	38
【資料】	1																				
資料	1 숙	分和5年度行政監	查実施計画	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
資料	2 余	分和5年度行政監	查調查票	(指定	管	理	者	制	度)	)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
資料	3 余	分和5年度行政監	查調查票	(直営	施	設)	)					•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
資料	4 4	公の施設の指定管	理者の指揮	定の手	続	等	に	関	す	る	条任	列		•	•	•	•	•	•	•	58
資料	5 4	公の施設の指定管	理者の指揮	定の手	続	等	に	関	す	る	条任	列力	施	行:	規	則		•	•	•	62
資料	6 指	<b>旨定管理者制度</b> 運	卸指針		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	67
資料	7 指	旨定管理者制度導	・ 入施設の	モニタ	IJ	ン	グ		評	価	ر ا	對~	す	る	指	針					73

#### 令和5年度行政監査報告書

#### 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、住民の福祉を増進させる目的をもってその利用に供するための施設である「公の施設」について、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図ることを目的に、平成15年9月に設けられた制度である。

平成22年12月28日付けで総務省自治行政局長から発出された「指定管理者制度の運用について」では、制度導入の判断は地方公共団体の自主性に委ねられ、指定管理者は最も適切な公共サービス提供者を議会の議決を経て指定するものであり、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて期間を定め、民間事業者等から幅広く公募することが望ましいと定められている。

#### 第1章 監査の概要

#### 1 監査のテーマ

「指定管理者制度の運用状況」

#### 2 監査の目的

制度導入から現在まで、本県においては、概ね制度が適正に運用されてきたと認められるが、 定期監査における関連施設に対する指摘等に加え、令和2年度内部統制評価報告書では関連する「重大な不備」の報告があったほか、同年度の包括外部監査「宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について」においても、指定管理者の選定や指定管理施設の備品管理・安全管理に対して指摘等を受けるなど、内部統制に問題があると思われる事案が散見されてきた。

制度導入から 17 年を経過したことを踏まえ、県民へのサービス提供を県に代わって担う指定管理者制度が、内部統制を保持しながら法の目的に即した現状にあるのか確認するものである。

#### 3 監査の主な調査項目及び着眼点

着眼点	主な調査内容 〔監査の観点〕
(1)	・ 管理の手法及び管理者の選定過程は適切か。【内部統制、※3 E】
指定管理者の選	・ 指定管理料の積算及び指定管理者からの要求に対する査定は適正か。【3E】
定等について	・ 指定管理者交代に伴う引継が適切に行われているか。(過去5年以内(平成30年度
	以降)に交代した場合に限る。)【内部統制、3 E】
	・ 指定管理者の撤退等を想定した検討が行われているか。【3E】
(2)	・ 指定管理者と県との責任分担は明確か。【内部統制、3 E】
指定管理者と施	・ 管理に関する協定書等の内容及び県の指定管理者に対する指導監督は適切か。
設所管課の連携	【内部統制、3E】
について	・ 県及び指定管理者双方において、制度改正等の内容確認が徹底されているか。
	【内部統制、3E】
(3)	・ 利用者サービスの向上や個人情報の保護などについて、指定管理者が行うモニタリ
モニタリング及	ングは適切に行われているか。【内部統制、3E】
び評価について	・ 県によるモニタリングは適切に行われているか。【内部統制、3E】
	・ モニタリングによって利活用状況が適切に把握され、利用率向上や設備改修等につ
	いて検討が行われるなど、管理運営の改善等に適切に反映されているか。【3E】
	・ 指定管理者制度の導入効果は十分得られているか。【3E】
(4)	・ 県の監査 (定期監査、行政監査、財政的援助団体等監査及び包括外部監査) による
その他監査での	指摘への措置状況及び指定管理者の監査(団体等の実施する監査で指定管理業務関
指摘等への対応	連)による指摘等。【内部統制、3E】

※3E :経済性 (Economy)、効率性 (Efficiency)、有効性 (Effectiveness)

#### 4 監査の対象機関

#### (1) 対象機関

- ・知事部局、教育庁、企業局のうち、指定管理者制度を活用している施設所管課(資料 1-2参照)
- ・知事部局、教育庁、企業局のうち、直営施設を管理している施設所管課(資料1-3参 照)
- ・行政経営推進課(指定管理者制度を所管)

#### (2) 調査時点

令和5年4月1日

#### 5 監査の実施方法

#### (1) 書面調査

対象機関

前項「4監査の対象機関」に記載の施設所管課

② 実施方法

みやぎ電子申請サービスを利用し、「行政監査調査票」により調査を実施した。

③ 実施期間

令和5年7月21日(金)から令和5年8月4日(金)まで

#### (2) 事務局監査

- 対象機関
  - (ア) 書面調査対象のうち、指定管理者制度を活用している施設所管課から、部局バランスや選定方法を考慮して選定した4機関(表1のとおり)
  - (イ) 行政経営推進課
- ② 実施方法
  - (ア) 書面調査票の回答内容を基に、指定管理の現状について聴取したほか、実地監査を 実施
  - (イ) 指定管理者制度を推進する上での課題や今後の方向性について、所管課から意見を 聴取
- ③ 実施期間

令和5年8月29日(火)から令和5年9月7日(木)まで

- (3) 委員監査
  - 対象機関
    - (ア)事務局監査実施機関4機関
    - (イ) 行政経営推進課
  - ② 実施方法
    - (ア) 書面調査結果及び事務局監査結果を基に、現指定管理者の意見を踏まえて、指定管理者制度を活用している施設所管課としての考えを聴取
  - (イ) 指定管理者制度を推進する所管課としての考えを聴取
  - ③ 実施期間

令和5年10月5日(木)から令和5年10月18日(水)まで

#### 表 1

				実施	方法
No.	対象機関名	指定管理施設	指定管理者	事務局	委員
				監査	監査
	→ 1º WHC (B) →B		(一社)宮城県ボート	実地	実地
1	スポーツ振興課	宮城県長沼ボート場	協会	(8/29)	(10/5)
	<b>萨</b> 李·罗·利·迪	ウル 目 か ボ の 細	(社福)宮城県社会福	実地	実地
2	障害福祉課	宮城県船形の郷	祉協議会	(9/1)	(10/10)
3	自然保護課	宮城県伊豆沼・内沼 サンクチュアリセン ター	(公財) 宮城県伊豆 沼・内沼環境保全財団	実地 (8/31)	実地 (10/13)
4	都市計画課	石巻南浜津波復興祈 念公園	石巻南浜津波復興祈念 公園マネジメント共同 事業体※1	実地 (9/5)	実地 (10/16)
5	行政経営推進課	_	_	実地 (9/7)	実地 (10/18)

※1 (一財) 公園財団、東洋緑化(株)、(一社) ひと・まち・もり

#### 第2章 監査結果

#### 1 公の施設の管理状況

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設とされ(地方自治法第 244 条第 1 項)、公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としない庁舎等は公の施設に当たらないとされている。本県においては、レクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設、基盤施設、文教施設、社会福祉施設に分類し、指定管理施設で、62 施設(学校、道路及び河川を除く)、直営施設で、23 施設が設置されている。(表 2、P43~45、資料 1 - 2、資料 1 - 3)

本稿では、各表・各図で記載する施設の区分を次のとおり定義する。

A:レクリエーション・スポーツ施設 、B:産業振興施設、

C:基盤施設(公園、県営住宅等)、D:文教施設、E:社会福祉施設

なお、直営施設 23 施設のうち、令和6年3月末に廃止を予定している1施設(宮城県高等看護学校)については、調査の対象外とした。

表 2 施設種別毎の公の施設数 (N=85)

(令和5年4月1日現在)

区分	A レクリエーション・	B 産業振興	C 基盤施設	D 文教施設	E 社会福祉	計
	スポ゚ーツ施設	施設			施設	
指定管理者制 度導入施設	12	1	32	6	11	62
(うち公募)	(12)	(1)	(28)	(4)	(10)	(55)
直営施設	0	1	5	14	3	23
# <u></u>	12	2	37	20	14	85

#### 2 指定管理者制度の導入状況

平成15年6月13日に地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)が公布され、改正前の法第244条の2第3項の規定に基づいて管理委託を行っていた公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、原則として、自らが直接管理を行うか、指定管理者による管理を行うかのいずれかによることとなった。

本県においては、平成 16 年度に「公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」(平成 16 年宮城県条例第 43 号)及び同施行規則を施行し、平成 17 年度から 6 施設について指定管理者制度を導入した。導入した施設は平成 22 年度までは 81 施設あったが、平成 23 年 3 月 11 日発生の東日本大震災の影響で、漁港の指定施設 25 施設のうち 22 が直営管理となったこと等により、平成 23 年から 24 年にかけて 48 施設まで減少している。その後の復旧により、令和 5 年 4 月 1 日現在の導入施設数は 62 施設となっており、基盤施設以外においては平成 23 年度以降、変更はない(図 1)。

62 施設の約半数の32 は基盤施設であり、うち漁港の指定施設が17 施設となっている。

指定管理者団体別でみると、株式会社、協同組合が約45%を占めており、その約9割が基盤施設となっている。漁港の指定管理は協同組合によるもの、都市公園等は株式会社による指定管理であった。社会福祉施設においては、社会福祉法人が多くを占めており、レクリエーション施設や文教施設においては、株式会社や非特定営利活動法人など、様々な経営体の参加が見られる(表3)。

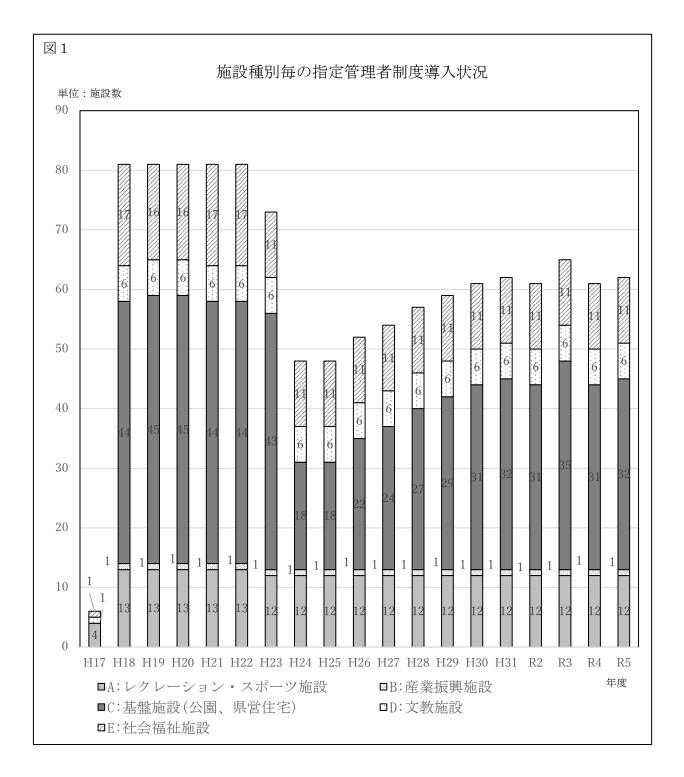


表3 指定管理者となった団体の種別(令和5年4月1日現在)

X 0 相尺目左右 C			,_,,,	· · ·			里者と		* 田休	の種類			
					1≡ 	北省区	生有と	ı	こ凹14年	りが性方	[!·[	L	
施設種別 ※1	指定管理施設数	株式会社	公益財団法人	公益社団法人	一般社団法人	一般財団法人	社会福祉法人	特定非営利利活動法人	公社	協会	協同組合	共同事業体※2	地方自治体
レクリエーショ ン・スポーツ施設	12	3	2		2	1	1	1		1		1	
産業振興施設	1											1	
基盤施設	32	10		1				1	2	1	15	1	1
文教施設	6		2			1		2				1	
社会福祉施設	11		2				9						
合計	62	13	6	1	2	2	10	4	2	2	15	4	1
割合	100% <b>※</b> 5	21%	10%	2%	3%	3%	16%	6%	3%	3%	24%	6%	2%
指定管理者となっ た団体実数 ※3	46	7	6	1	2	2	2	4	2	2	2	14	2
割合	100% <b>※</b> 5	15%	13%	2%	4%	4%	4%	9%	4%	4%	4%	30%	4%
うち県の公社等外 郭団体数 ※4	8	0	4	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0
割合	100% <b>※</b> 5	0%	50%	0%	0%	13%	13%	0%	25%	0%	0%	0%	0%

(単位:施設数)

- ※1 施設種別は総務省調査の施設区分による。
- ※2 共同事業体管理施設:①宮城県総合運動公園、②みやぎ産業交流センター、③石巻南浜復興祈念公園、

#### ④宮城県民会館

- ※3 同一団体で複数の施設を管理している団体数: 9団体
- ※4 公社等外郭団体の定義:「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」及び「同条 例施行規則」に基づき県が毎年度指定する団体
- ※5 端数の関係で割合の合計は100とならない。

#### 3 指定管理者の選定状況

指定管理者の選定については、「公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び「指定管理者制度運用指針(以下、「運用指針」という。)」等により、募集及び選定方法が定められている。

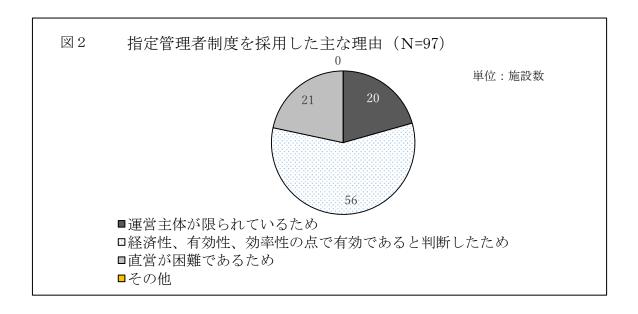
制度を採用している主な理由は表4及び図2、図3のとおりであり、58%が、経済性、有効性、 効率性の点で有効であると判断している。特にレクリエーション・スポーツ施設(80%)及び基 盤施設(68%)で高い。

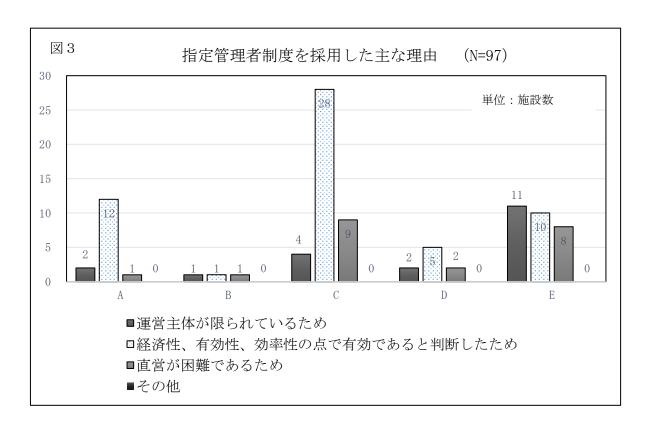
一方、「運営主体が限られている」、「直営が困難である」と 43%が回答しており、特に社会福祉施設 (66%) において高い。なお、直営が困難であるとする主な理由としては、制度の導入前から管理委託を行っているため、直営するノウハウがない (障害福祉課所管施設)、24 時間稼働している社会インフラ施設の管理運営のため (水道経営課所管施設)、人材が不足しているため (都市計画課所管施設)等となっている。

表4 指定管理者制度を採用した主な理由(N=97)(複数回答)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	運営主体が限られているため	20	21%	2	1	4	2	11
2	経済性、有効性、効率性の 点で有効であると判断した ため	56	58%	12	1	28	5	10
3	直営が困難であるため	21	22%	1	1	9	2	8
4	その他	0	0%	0	0	0	0	0
	合計	97	100%	15	3	41	9	29

※端数の関係で割合の合計は100とならない。





#### (1) 指定管理者の募集及び周知方法等

#### ①指定管理者の募集

管理者の募集にあたっては、運用指針で公募を原則としており、89%が公募により行っている(表 5、図 4)。特に、レクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設においては、全て公募となっている(図 5)。

非公募の理由としては、施設の設置目的達成のため、長年取り組んでいる団体の知見や技術、ノウハウが必要不可欠であるため、選定条件を全て満たす団体が当該団体に限られるため等があげられている。

平成 22 年度時点では公募が 88 施設 (74.6%)、非公募が 30 施設 (25.4%) であったが、 今回の調査では、公募が 55 施設 (89.0%)、非公募が 7 施設 (11.0%) と、公募施設の割合 が上昇している。

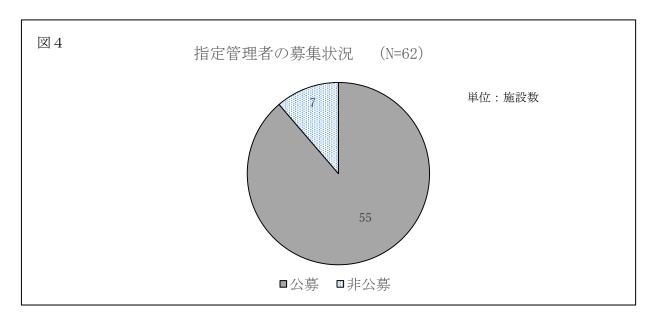
#### ②周知方法等

公募のうち応募者数が1者のみの施設が、91%となっており、3者以上の施設は、基盤施設1施設のみである(表6、図6、図7)。応募者数を増やす取り組みについて、社会福祉施設の一部(4施設)や文教施設の一部(1施設)では、募集時に関係団体に周知依頼やラジオ、メルマガを活用して周知しているが、他の施設においては特に応募者数を増やす取り組みを行っていない。

募集期間については、平成 22 年度では「原則 1 か月」としていたが、応募者の増加等を目的に平成 26 年 5 月に運用指針を改正し、原則 45 日以上とされた。施設所管課別では 97%が期間について「十分である」と回答している(表 7、図 8、図 9)。一方、指定管理者側では、「十分である」と回答した施設は全体の 60%に留まっており、 $2 \sim 3$  か月が望ましいと回答した施設が 40%に及ぶなど、施設所管課と指定管理者側の認識には隔たりが見られる(表 8、図 10、図 11)。

表 5 指定管理者の募集状況(N=62)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	公募	55	89%	12	1	28	4	10
2	非公募	7	11%	0	0	4	2	1
	合計	62	100%	12	1	32	6	11



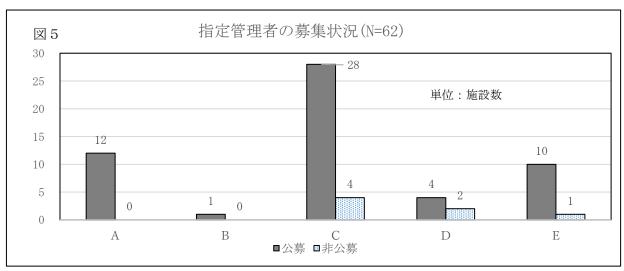
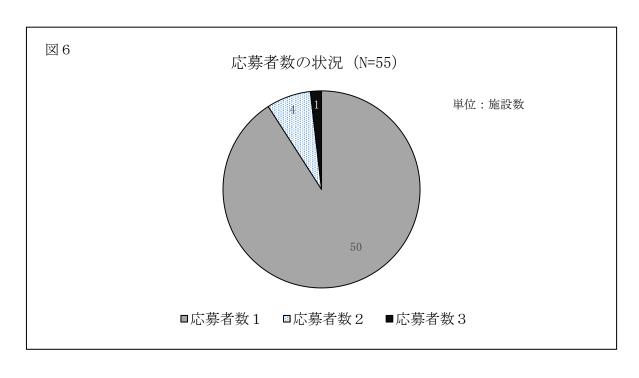


表 6 応募者数の状況 (N=55)

No.	項目	施設数	割合	A	В	С	D	Е
INO.	(共日)	旭餀剱	司口	レク	産業	基盤	文教	社福
1	応募者数1	50	91%	12	1	23	4	10
2	応募者数 2	4	7%	0	0	4	0	0
3	応募者数3	1	2%	0	0	1	0	0
_	合計	55	100%	12	1	28	4	10



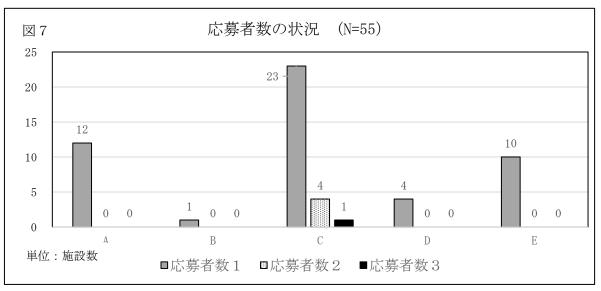
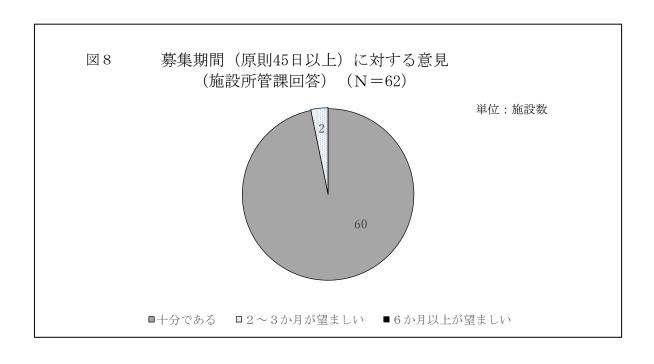


表 7 募集期間 (原則 45 日以上) に対する意見 (N=62) (施設所管課回答)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	十分である	60	97%	11	1	32	5	11
2	2~3か月が望ましい	2	3%	1	0	0	1	0
3	6か月以上が望ましい	0	0%	0	0	0	0	0
	合計	62	100%	12	1	32	6	11



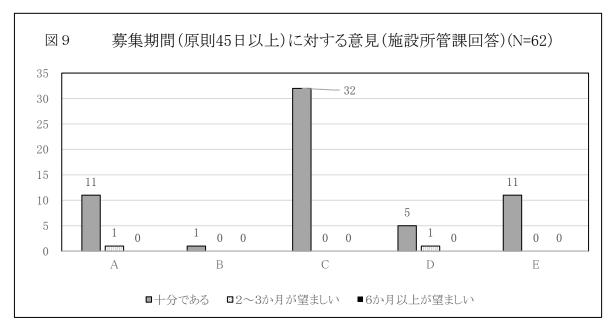
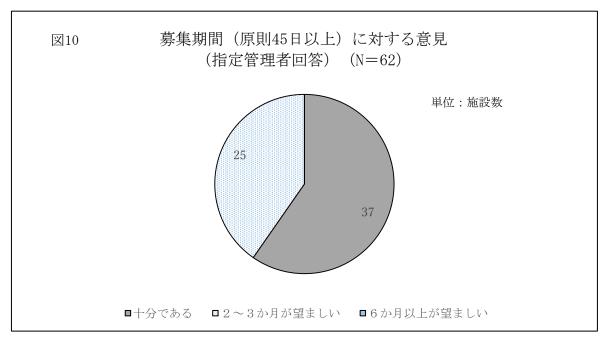
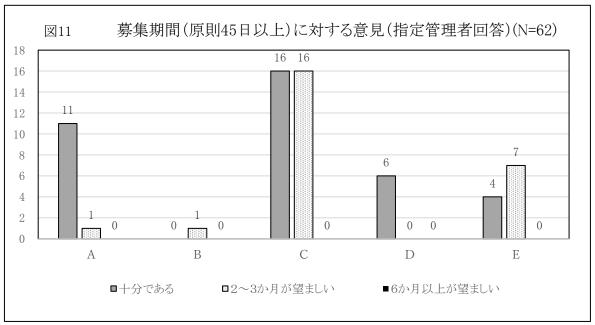


表8 募集期間 (原則 45 日以上) に対する意見 (N=62) (指定管理者回答)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	十分である	37	60%	11	0	16	6	4
2	2~3か月が望ましい	25	40%	1	1	16	0	7
3	6か月以上が望ましい	0	0%	0	0	0	0	0
	合計	62	100%	12	1	32	6	11





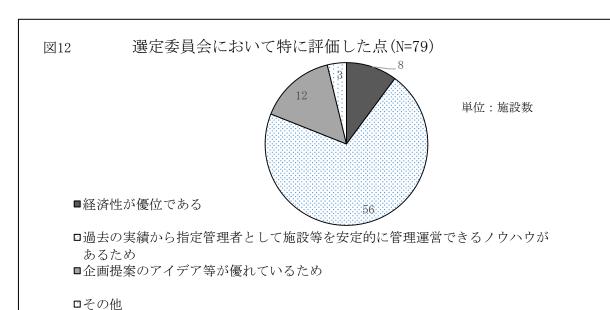
#### (2) 指定管理者の選定

指定管理者の選定は、運用指針に基づいて選定委員会が行い、その構成は、平成 23 年 5 月 以降、構成員の半数以上を有識者等の外部委員とするとされている。構成比率は平成 22 年度 が 40.0%に対し、今回の調査では 62.9%となっている。女性の登用について平成 22 年度は 14.5%であったが、今回の調査では 37.1%となっており、女性の登用が進んできている。

また、選定委員会で重視している点としては、「経済性の優位性」や「企画提案のアイデア等が優れているため」の回答がそれぞれ約1割、「過去の実績から指定管理者として施設等を安定的に管理運営できるノウハウがあるため」の回答が約7割を占めており、企画提案等よりも安定的な運営の方を重視していることが見てとれる(表9、表10、図12、図13)。

表9 選定委員会において特に評価した点(複数回答)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	経済性が優位である	8	10%	3	0	4	1	0
2	過去の実績から指定管理者 として施設等を安定的に管 理運営できるノウハウがあ るため	56	71%	12	1	26	6	11
3	企画提案のアイデア等が優 れているため	12	15%	3	0	8	1	0
4	その他	3	4%	0	1	0	0	2
-	合計	79	100%	18	2	38	8	13



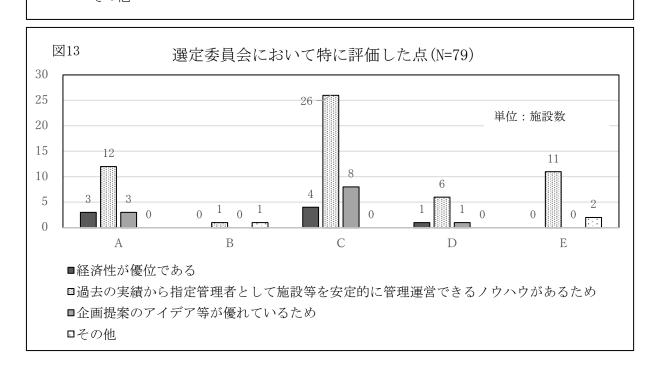


表10 指定管理者選定委員会種別毎の直近開催時の委員会構成人数

		委員数	(H22年度	) (A)	委員数	数 (今回)	(D)		員数の差( (D) - (A)		
	委員会名	*	(A) の うち 外部委員 (B)	(A) の うち 女性委員 (C)	*	(D) の うち 外部委員 (E)	(D) の うち 女性委員 (F)		(G) の うち 外部委員	(G) の うち 女性委員	開催年度
		委員数	委員数	委員数	委員数	委員数	委員数	委員数	委員数	委員数	
	企画部 指定管理者選定委員会	_	_	ı	5	2	2	_	ı	_	R3
	環境生活部 指定管理者選定委員会	6	1	1	5	3	3	△ 1	2	2	R3
	保健福祉部 指定管理者選定委員会	7	2	2	5	3	2	△ 2	1	0	R3
部局	経済商工観光部 指定管理者選定委員会	5	2	0	5	2	1	0	0	1	R3
委員会	農 政 部 指定管理者選定委員会 (農林水産部) (指定管理者選定委員会)	6	1	0	5	2	1	Δ 1	1	1	Н30
	水産林政部 指定管理者選定委員会	-	-	-	6	4	2	-	-	-	R4
	土 木 部 指定管理者選定委員会	8	1	0	7	6	3	Δ 1	5	3	R3
	教育委員会 指定管理者選定委員会	5	1	0	6	4	3	1	3	3	R3
/i==	宮城県民間非営利 活動拠点施設 指定管理者選定委員会	5	4	3	5	4	2	0	0	Δ 1	R3
個別委員会	宮城県県民会館 指定管理者選定委員会	7	5	2	7	5	2	0	0	0	Н30
K .	宮城県総合運動公園指定管理者選定委員会	6	5	0	6	4	2	0	Δ 1	2	R3
	計 (人)	55	22	8	62	39	23				
	構成 (%)		40.0%	14.5%		62.9%	37. 1%				

<sup>※ 「</sup>委員数 (H22 年度)」は前回の平成 22 年度調査時の委員数、「委員数 (今回)」は右記の開催年度の委員数 復興・危機管理部においては、施設を所管していないため除く

#### (3) 指定管理期間

運用指針では、「指定期間は、サービスの安定性及び継続性を確保するとともに、一層のサービス向上と経営の効率化が見込まれる期間」とし、施設毎の「実情等を総合的に考慮して、原則5年以内」と定めた上で、「業務に高度な専門性を要し、利用者との関係から長期的に安定したサービスの提供が求められる施設等」で「特別な理由がある場合」は、総務部長に協議の上、相当期間を指定期間として設定できるものとされている。

調査の結果は、表 11 のとおり、5年の指定期間の施設が92%を占めており、その主な理由は「指定管理者制度の原則に則った期間であるため」、「施設の目的に沿った安定的・継続的な管理運営のため」が大半を占めている(図 14、図 15)。

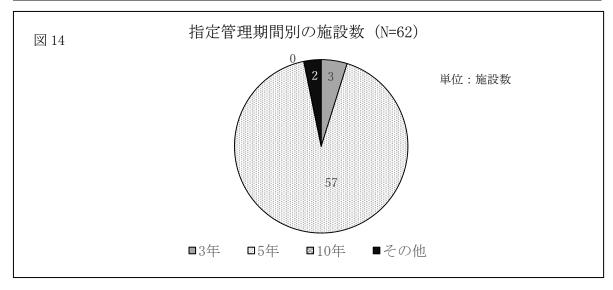
令和元年度に行政経営推進課が実施した指定管理者に対するアンケート結果を踏まえ、5年を超える必要がある場合は総務部長協議を活用する旨通知文を発出しているが、実際に5年を超える指定管理期間を実施している施設は無い状況となっている。その他2施設の内訳は、社会福祉施設(4年)及び文教施設(1年)であり、移転を行うためと施設改修設計を行っていたことが期間設定の理由となっている。

なお、総務省の「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果(令和4年3月29日公表)」によれば、全国都道府県においても指定管理期間を5年としているものは82.1%、5年超は全体の5%に留まっている(表12)。

表 11 指定管理期間別の施設数 (N=62)

(令和5年4月1日現在)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	3年	3	5%			2		1
2	5年	57	92%	12	1	30	5	9
3	10 年	0	0%					
4	その他	2	3%				1	1
	合計	62	100%	12	1	32	6	11



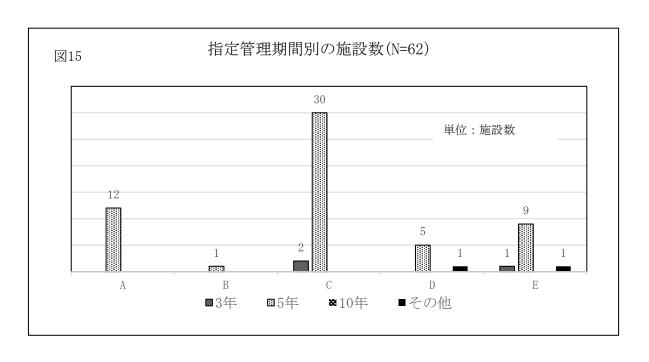


表 12 全国の都道府県の指定管理施設の指定期間の状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県
四月	10年10年10年11日
1年	73 (1.1%)
2年	99 (1.5%)
3年	349 (5. 2%)
4年	343 (5. 1%)
5年	5, 518 (82. 1%)
6年	29 (0.4%)
7年	164 (2.4%)
8年	14 (0.2%)
9年	4 (0.1%)
10年以上	128 (1.9%)
合計	6, 721 (100. 0%)

出典:公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果(令和4年度3月29日公表)

表 2-1「指定管理者制度導入施設の指定管理別状況」より抜粋

#### (4) 指定管理料

制度導入時と比べて施設数が増減していることから、令和5年度の全62施設のうち、平成25年度から指定管理を継続している39施設に対象を限定して、令和4年度、平成30年度、平成25年度それぞれの指定管理料を比較した。

表 13 は平成 25 年度における指定管理料を 100 とした場合の推移を整理した表である。図 16 及び表 13 のとおり、全体では年度の経過とともに指定管理料が増加し、この 10 年間で約 22. 4% 上昇している。平成 25 年度と比較して令和 4 年度に特に増加が著しいNo.13 の宮城県民会館は、老朽化に伴う設備更新工事費及び福島県沖地震被害に係る復旧工事費等が含まれているため、指標が大きく変動したことが判った。他の施設については、指定管理料の内訳の調査は行わなかったが、主な上昇要因は、人件費、光熱水費、物資等の価額高騰等によるものと推測される。

個別の施設では、宮城県慶長使節船ミュージアム、宮城県障害者総合体育センター等の8 施設において、平成25年度比較では指定管理料が減少している。

なお、No.10 クレー射撃場(平成 30 年度、平成 25 年度)、No.30 みやぎ産業交流センター(令和 4 年度、平成 30 年度、平成 25 年度)の指定管理料については、施設の利用料金収入等により施設管理を行っているため、県からの指定管理料が 0 円となっている。

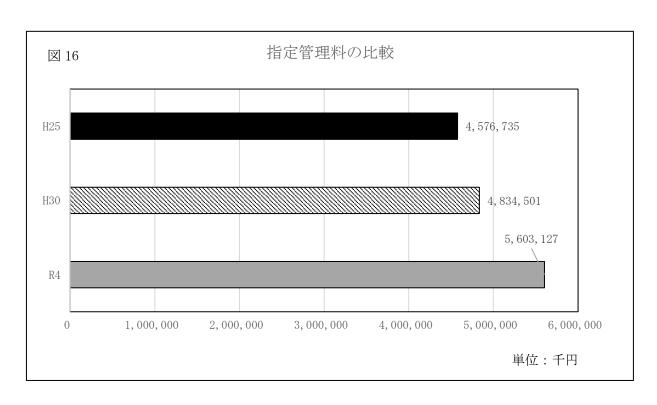


表13 指定管理料の比較

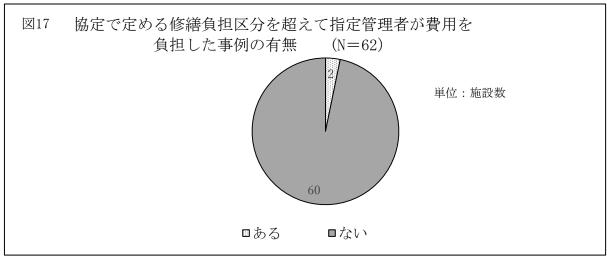
	旧尼日驻村以北牧	平成25年	度	平成30年	度	令和4年	度
No.	施設名	指定管理料 (千円)	指標	指定管理料 (千円)	H25年度 対比	指定管理料 (千円)	H25年度 対比
1	宮城県宮城野原公園総合運動場	16, 310	100	14, 100	86	21, 268	130
2	宮城県第二総合運動場	59, 500	100	56, 600	95	57,000	96
3	宮城県仙南総合プール	33, 998	100	30, 500	90	30,600	90
4	宮城県長沼ボート場	10, 700	100	11, 705	109	13, 337	125
5	宮城県総合運動公園	550, 000	100	556, 000	101	575, 000	105
6	宮城県ライフル射撃場	6, 721	100	5, 450	81	5, 842	87
7	宮城県こもれびの森	7, 050	100	7, 987	113	8, 196	116
8	宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター	27, 000	100	28, 724	106	42,028	156
9	宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター	23, 200	100	23, 704	102	25, 939	112
10	宮城県クレー射撃場	0	-	0	-	1,774	-
11	宮城県県民の森	31, 300	100	32, 194	103	34, 725	111
12	宮城県昭和万葉の森	12,000	100	11, 500	96	12, 337	103
13	宮城県民会館	122, 000	100	124, 000	102	380, 517	312
14	宮城県慶長使節船ミュージアム	158, 534	100	132, 632	84	115, 205	73
15	宮城県民間非営利活動プラザ	32, 660	100	32,600	100	33, 117	101
16	宮城県介護研修センター	33, 304	100	32, 120	96	33, 420	100
17	宮城県さくらハイツ	58, 504	100	61, 430	105	65, 686	112
18	宮城県コスモスハウス	52, 963	100	57, 679	109	61, 120	115
19	宮城県母子・父子福祉センター	16, 600	100	17, 930	108	18, 368	111
20	宮城県障害者福祉センター	45, 557	100	46, 963	103	47, 163	104
21	宮城県障害者総合体育センター	28, 982	100	28, 927	100	28, 860	100
22	宮城県視覚障害者情報センター	50,000	100	54, 672	109	56, 703	113
23	宮城県啓佑学園	294, 875	100	299, 828	102	348, 397	118
24	宮城県第二啓佑学園	206, 496	100	217, 717	105	218, 514	106
25	宮城県船形の郷	1, 208, 275	100	1, 318, 797	109	1, 487, 832	123
26	宮城県七ツ森希望の家	109, 357	100	102, 957	94	104, 347	95
27	宮城県援護寮	68, 315	100	71, 764	105	77, 061	113
28	宮城県御崎野営場	1, 700	100	2, 150	126	2,600	153
29	松島公園 (駐車場)	14, 086	100	14, 256	101	16, 500	117
30	みやぎ産業交流センター	0	-	0	-	0	-
31	宮城県岩出山牧場	78, 036	100	76, 197	98	89, 637	115
32	磯崎漁港の指定施設	1, 875	100	1,834	98	1, 756	94
33	塩釜漁港の指定施設(釜の渕泊地)	3, 055	100	5, 368	176	5, 281	173
34	仙台港多賀城地区緩衝緑地	27, 761	100	29, 100	105	28, 750	104
35	宮城県総合運動公園 (緑地部分)	23, 900	100	25, 900	108	28, 320	118
36	加瀬沼公園	17, 670	100	20,000	113	22, 857	129
37	改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車場 特定公共賃貸住宅及び駐車場	30, 557	100	32, 000	105	22, 229	73
38	北上川下流流域下水道 北上川下流東部流域下水道 迫川流域下水道	1, 100, 746	100	1, 235, 841	112	1, 467, 166	133
39	宮城県婦人会館	13, 148	100	13, 375	102	13, 675	104
	合計	4, 576, 735	100	4, 834, 501	106	5, 603, 127	122

#### (5) 施設の修繕

施設の整備については、指定管理者制度導入の有無を問わず、県が行う責任がある。現在、経年等に伴い劣化した建物や設備を定期的に修繕する大規模修繕計画は、ほぼ全ての県有施設において策定されている。今回は、大規模修繕計画を含む施設全体の修繕計画について調査したが、早急に修繕を施す必要がある等の理由で、指定管理協定で定める修繕負担区分の範囲を超えて舗装修繕費や照明設備費を指定管理者が負担した事例が2施設で確認されたほか、県が実施する施設改修に係る損失(休業)補償については、9割以上で具体的な取り決めがない状況となっている。(表 14、表 15、図 17~図 19)

表 14 協定で定める修繕負担区分を超えて指定管理者が費用を負担した事例の有無 (N=62)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	ある	2	3%	2	0	0	0	0
2	ない	60	97%	10	1	32	6	11
	合計	62	100%	12	1	32	6	11



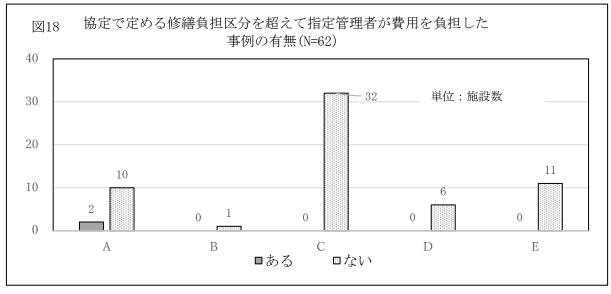
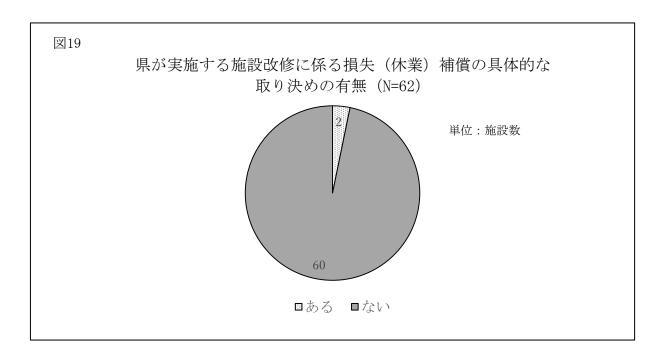


表 15 県が実施する施設改修に係る損失(休業)補償の具体的な取り決めの有無 (N=62)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	ある	2	3%	0	0	0	0	2
2	ない	60	97%	12	1	32	6	9
	合計	62	100%	12	1	32	6	11



#### 4 指定管理者と施設所管課の連携

#### (1) 協定内容

県と指定管理者との協定書については、行政経営推進課から基本協定書(作成例)及び年度協定書(作成例)が示され、基本協定書(作成例)では、協定趣旨、管理業務の範囲、管理業務の実施、管理物件、物件の取扱い、業務実施に指定管理者の基本的責務、業務に係るモニタリング、指定の取消、指定管理料及び利用料金(使用料)、緊急時の対応及び損害賠償、協定終了時の取扱いを記載することとされている。

また、年度協定書(作成例)では、協定趣旨、協定期間、業務内容、指定管理料の額・支払 方法、疑義の決定等を盛り込むこととしており、管理業務の詳細については、施設ごとに管理 運営に必要な項目を精査し、仕様書により書面で取り交わしを行っている。

現行では、平成19年度に包括外部監査の意見や運用上の状況を考慮して、平成20年度に改訂したものが基本となっているが、約5割の施設所管課では作成例をそのまま用い、残り約5割で作成例に追加・削除を行っている。

各施設所管課が基本協定書(作成例)に追加した項目は、「障害者就労施設等からの物品等の調達」「修繕費相当額の返還」「賠償責任保険への加入」等があり、特に「障害者就労施設等からの物品等の調達」については、12 施設で追加している。削除した項目は「年度協定」「物品を調達した際の取扱い」「自主事業」など、それぞれの施設に応じてバラツキがみられる。

基本協定書の内容や県の指導監督に関して、意見交換や要望を受ける機会を設けていると回答があったのは34施設所管課で、設けていないと回答したのは28施設所管課である。指定管理者との意見交換の場では、利用料金の改定や団体利用料金の減免、施設修繕計画など、施設に対する要望等を確認しているとのことだった。

#### (2) 指定管理者からの意見

指定管理者への協定書の内容や県の指導監督に対する意見・要望等の調査結果では、12 施設が「意見あり」としており、その内容は、利用料金の改正、指定管理料の見直し、小規模修繕の費用負担、管理建物のメンテナンス、職場環境改善等であった。

具体的には、「小規模修繕については上限額を決めて指定管理者が指定管理料の範囲内で負担することとなっているが、県の予算措置に時間を要するため、その上限額を超える場合であっても、指定管理者が負担している。(レクリエーション・スポーツ施設)」という意見や、「現在の5年間の協定締結以降、人件費や燃料費等の高騰のため県からの電気料等の補填がなければ、運営が非常に厳しい。(文教施設)」など、管理経費の負担増に関する意見も寄せられている。

#### (3) 事業の引継ぎと次期指定管理候補者の育成

現在の指定管理者が更新時に参入しないことも想定して候補者の育成を行っている施設所管課は、皆無であった。また、指定管理者の交代時における引継内容の確認の定めについては、施設所管課の約9割が「該当がない」としている。指定管理者の応募は公募が原則であるものの、現状では、ほぼ同一の事業者に固定化されているためと考えられる。

一方、漁港など、応募者がなく直営で実施している事例もあり、指定管理者が変更された場合や直営となった場合には「管理運営のノウハウが継承できるかが課題」としている施設所管課も確認された。

#### 5 モニタリング及び評価

施設所管課においては、指定管理者によって施設が適正に管理され、公正で開かれた運営が行われ、利用者サービスの向上が図られたかどうかを評価する必要があり、県では、「運用指針」7に基づき、「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針」を定め、管理運営業務の点検及び確認(以下、「モニタリング」という。)を実施、評価、公表することとされている。

独自にチェックリストを作成し、モニタリングを行っている施設所管課が7割以上となっている一方、約3割では、施設の特性に応じたチェックリストを作成していない状況にあった。また、モニタリングの基礎となる指定管理者が作成する日報(月報)の報告項目が適正か、検討を行っているかについて、検討を行っている施設所管課は3割未満で、約6割が検討を行っておらず、約1割が検討する必要がないと回答している(表16、表17、図20、図21)。

指定管理者に対して、内部統制の観点から指導・監督を行っている施設所管課は約6割で、約4割は指導・監督を行っていなかった。行っていない理由としては、「指定管理者に対して内部統制の観点がなかったため」「随時相談を受けており、基本協定書や関係法令により内部統制は確保できるものと考えるため」等の回答があった(表18、図22)。

表 16 各施設の特性に応じた「チェックリスト」を作成し、モニタリング等において確認しているか (N=62)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	1回実施/年	43	69%	7	1	28	1	6
2	2 回以上実施/年	3	5%	0	0	3	0	0
3	確認していない	16	26%	5	0	1	5	5
	合計	62	100%	12	1	32	6	11

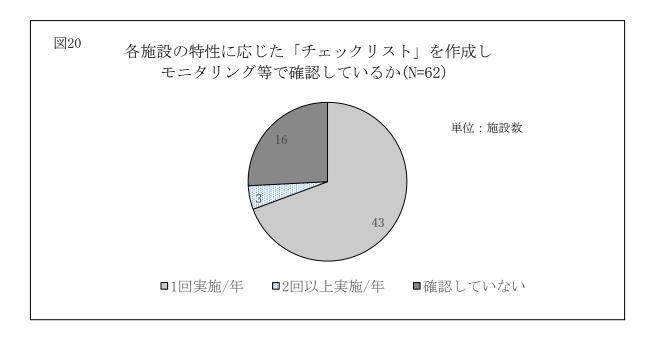


表 17 指定管理者が作成する日報 (月報) の報告項目の検討について (N=62)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	行っている	17	27%	1	0	8	4	4
2	行っていない	37	60%	5	1	23	1	7
3	今後行う予定	0	0%	0	0	0	0	0
4	検討する必要はない	8	13%	6	0	1	1	0
	合計	62	100%	12	1	32	6	11

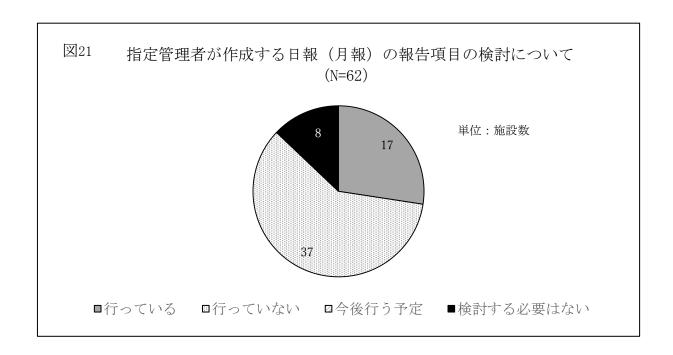
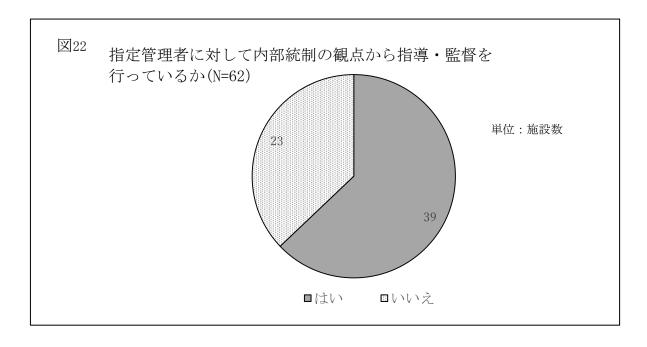


表 18 指定管理者に対して内部統制の観点から指導・監督を行っているか (N=62)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	はい	39	63%	12	1	10	6	10
2	いいえ	23	37%	0	0	22	0	1
	合計	62	100%	12	1	32	6	11



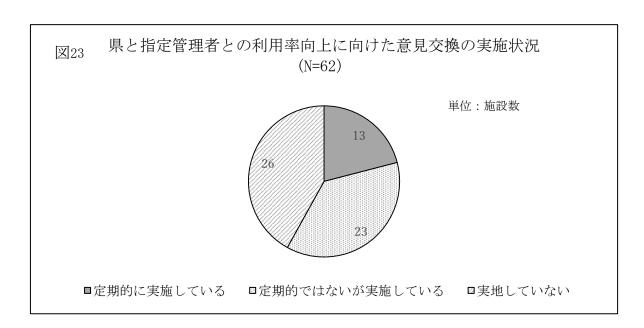
利用率向上に向けては、県と指定管理者で定期的に意見交換を実施している施設所管課は約2割、定期的ではないが実施している施設所管課は約4割あり、合わせて全体の6割で意見交換が行われていた。そのうち6割以上を占める20施設所管課では、年2~4回の意見交換を実施し

ており、情報共有及び意思疎通に努めている状況が認められる(表19、図23)。

指定管理者からの自主事業や事業改善の提案を、管理料金の見直し等に反映している施設は、 19 施設と約3割に留まっている。

表 19 県と指定管理者との利用率向上に向けた意見交換の実施状況 (N=62)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	定期的に実施している	13	21%	2	0	8	1	2
2	定期的ではないが実施し ている	23	37%	9	0	1	5	8
3	実地していない	26	42%	1	1	23	0	1
	合計	62	100%	12	1	32	6	11



#### 6 指定管理者制度の導入効果

指定管理者制度は本来、自治体が整備した公の施設に民間の力を活用することにより、住民サービスを向上させ、公の施設の管理運営のコスト削減を図ることが期待されてきたところである。今回、指定管理者制度導入前後のコスト比較及び利用者数の変化についての調査を試みたが、約9割が「分からない」と回答、利用収入の変化についても約7割が「分からない」と回答する結果となり、時の経過とともに本来の制度趣旨の発現がされているかについては明確にならなかった。

その上で、指定管理者制度の導入効果については、20 施設所管課で「施設の管理を効率的、 効果的に運営できた」としており、その他の施設所管課においても、指定管理者のノウハウを 活かし、自主事業を展開し、県民サービスの向上に繋がっているとの回答があった。

自主事業については、約6割(36施設所管課)で実施している。主なものとしては、各種教室、研修、イベント、備品の貸出、物品販売等があり、指定管理者の知見を活かした事業が展開されている。例えば、レクリエーション・スポーツ施設においては、各種教室やイベントの

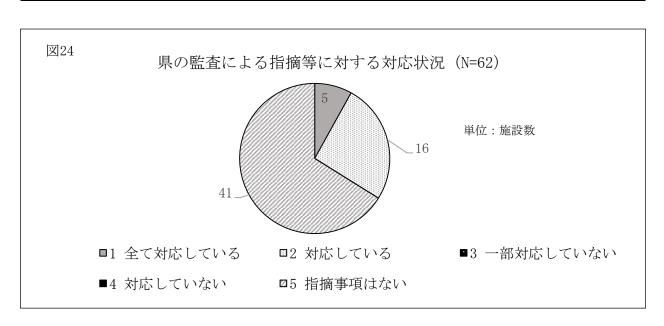
開催が多く、基盤施設では、公園等においての物品や遊具等の販売、キッチンカーの出店など の特色が見られた。

#### 7 監査における指摘事項等への対応

県が令和2年度から4年度までに実施した監査(定期監査、行政監査、包括外部監査、財政的援助団体等監査)における指摘事項等への対応については、指摘事項はないとしている施設所管課が約7割で、指摘等があった全ての施設で対応がなされていた(表20、図24)。

表 20 県の監査による指摘等に対する対応状況 (N=62)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	全て対応している	5	8%	0	1	2	2	0
2	対応している	16	26%	8	0	4	2	2
3	一部対応していない	0	0%	0	0	0	0	0
4	対応していない	0	0%	0	0	0	0	0
5	指摘事項はない	41	66%	4	0	26	2	9
	合計	62	100%	12	1	32	6	11



#### 8 前回調査の意見に対する改善点

平成22年度に実施した行政監査「公の施設の管理について(指定管理者制度を中心として)」の 監査委員意見等に対する措置状況等は、平成23年11月に公表している。その後の対応状況を行政 経営推進課に確認したところ、表21のとおりであり、全般的に、平成23年度の措置状況から改善 が進んでいる。特に下線で記載している4項目については、運用指針改正等の対応による募集期間 の延長、非公募とした選定理由を明記、直営施設所管課に対しての直営による合理性の検討調査な ど、基本的な改善が図られていると言える。

表 21 平成 22 年度行政監査の意見に対する措置状況

重点調査項目	監査委員の意見等	措置状況(平成23年度)	その後(現在)
(1) 指定管理者選定委員会			同左。
		指定管理者制度運用指針において、所管部局ごとに設置する委員会を基本とし、必要に応じて個別の設置条例に規定する委員会の設置を可能としているところであり、環境生活部や土木部、教育庁においては、既に個別の選定委員会を設置し運用している施設もある。今後も必要に応じて個別選定委員会の設置を検討していく。	環境生活部において個別の選定委員会を 設置しているほか、部局単位設置の選定委 員会でも、委員を入れ替えながら実施して いるところ。今後も部局の実情にあった選 定を推進していく。
	しているのは4委員会(44.4%)にと どまり、県の審議会等における女性委員を	針を改正し、構成委員の半数以上を有識者 等の外部委員とすることとしたことから、 それを受け、平成23年度に設置する選的に 委員会において、外部女性委員を積極的に 登用する動きがある。今後も施設・業務の 特性等を考慮して女性委員の登用を推進し	難しい面もあるが、引き続き、共同参画社 会推進課と連携して女性委員の登用を推進
		管理と住民サービスの向上が図られるよう 必要に応じて審査項目・配点基準等を見直	
	③現指定管理者と新規参入を目指す事業者 との評価が公平に行われるよう配慮すると ともに、新規事業者の参入意欲を駆り立て るよう工夫されたい。	平成23年度から選定委員会の半数以上を外部委員としたことから、様々な分野の意見を聞くことにより更なる公平な評価が期待できる。また、今後も現地説明会を開催するなど積極的な情報提供を進め、新規事業者の参入促進に努める。	国データを参考に指定管理期間の見直しを 検討するなど、新規事業者が参入しやすい
(2) 指定管理者の 募集	①公募の場合には、応募者数を増やす対策 が喫緊の課題であり、さらに民間事業者等 の参入を促す工夫を講じるべきである。	これまでも、県政だよりや新聞への掲載、ラジオでの周知、関係団体の広報誌、メルマガへの掲載など各種メディアを活口し応募者数の増加に努めてきた。施設よっては、事業内容の特殊性により対象となる民間事業者が限定されるため、結果的に応募者数が限られる事情もあるが、今後とも効果的な応募者数増加対策を講じ、民間企業の参入促進に努める。	が、今後は広報だけでなく、指定管理期間 の見直しを検討するなど効果的な応募者数 増加対策を講じ、民間企業の参入促進を
	の現場の実態をよく把握・分析し公募の適 否について常に検証を行い、非公募とする	かわらず、選定の都度、公募・非公募の適 否について検証し適切な選定に努める。ま	平成23年度の選定結果公表等の通知から、選定理由に非公募とした理由も明記するよう追記している。
	集期間とした事例もあり、応募しようとする事業者に十分な準備期間を確保させるこ	これまでも弾力的な募集期間の設定は可能としてきたところであり、今後も施設所管課において施設の特性に配慮し、事業者が適切な準備期間が確保できるような募集期間の設定に努める。	平成26年5月17日に指定管理者制度 運用指針を改正。 〈改正前〉 原則1か月以上 〈改正後〉 原則45日以上

置る見	置目的を達成するのに最も適切なものとす ため、その妥当性について常に検証し、 退直しを行う必要がある。	の効率化やコスト削減などを総合的に勘案 し、施設所管課と指定管理者で十分検証し た上で、適切な指定期間の設定に努める。	令和元年度に指定管理者に対し、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、現行 「5年を超える場合は総務部長協議」の積極的な検討を通知しているが、今後は、指定管理期間の見直しについて検討している。			
削と 化 要シ 施	)指定管理料の協議に当たっては、経費の削減のみならず、単なる価格競争に陥ることなく住民サービスの低下や労働条件の悪とにつながることのないように配慮する必要がある。また、指定管理者のモチベーションの低下を招くことのないよう、公の正設の管理料として適切な金額を算定のこ、協議に臨むことが必要である。	協議にあたっては、今後も経費削減の観点のみならず、施設の管理運営や県民サービスの向上にも配慮した適正な金額の算定に努め、指定管理者側も納得するよう十分な協議を行っていく。				
かし外費要格で	lるものについては、あらかじめ修繕費と て見込んでおくこともできるが、それ以	修繕費の負担については、上限額等を明記するよう基本協定書の例示にも示していることから、基本協定書において明確にされていない施設については、今後明記することを徹底する。	修繕費の負担については、上限額等を明記するよう基本協定書の例示にも示しており、基本協定書において明確にされていない施設については、引き続き、明記の徹底を促していく。			
上	の今後とも、利用料を徴収する施設においては、その施設の特性等を十分に考慮のよ、利用料金制の導入の適否について前向に検討すべきである。	度、利用料金制導入の可否について検討す	選定の都度、利用料金制導入の可否について検討している。			
事務引継 定募シ	採集要項に示すとともに、事務引継スケジュールを確立しておくなど柔軟な対応が必要である。 また、指定管理者が交代することで、施 との運営上の支障や住民サービスの低下に かながらないよう留意する必要がある。		管理開始まで3ヶ月程度の期間設定が可能である。引き続き、施設の特性に応じて必要な引継ぎ期間が確保できるよう柔軟に対応する。			
護 中方ら情値すた 層体	7法等を十分に説明できない事例が見受け かれた。今後は、幹部職員が率先して個人 青報保護の重要性を再認識するとともに、	や個人情報保護条例、基本協定書において 適正な管理について定めているほか、多く の施設では業務報告会や職員研修などを通 じて徹底しているところであるが、なおモ ニタリング等で運用の実態把握に努め、取	適正な管理について定めており、多数の施設では職員研修などを通じて徹底している。引き続き、モニタリング等で運用の実			
定施ジラ管ン利	を管理者と県とが共通認識に立って、公の 重設の管理運営の改善に取り組むための ノールとして活用するとともに、常に指定	設の管理運営の改善に取り組むためのツールとして活用し、指定管理者と意思疎通を図りながら共通認識のもと利用者アンケートを実施するなど、住民ニーズの把握に努め、施設運営に引き続き反映させていく。	て活用している。また、施設運営に反映さ			
と公の施設の 行		公の施設については、指定管理者制度導入の適否のみならず、県自らが施設を所有し運営することの必要性も含めて、随時検討していく。	直営施設の所管課に対し、直営の合理性を検証するため調査を実施(平成25年度)する等、引き続き、施設のあり方について検討していく。また、指定管理施設については、人材確保等の課題などの把握に努め、指定管理期間の見直しを検討していく。			

#### 9 直営施設の管理手法の検討

現在の直営施設 22 施設 (令和6年3月に閉校される宮城県高等看護学校を除く) に対して、民間移譲、地方独立行政法人化、業務委託、PFI 等の今後の施設の管理手法の導入検討を行っているか調査したところ、約6割の13 施設では「検討を行っていない」とのことだった。

例えば、県図書館では、「市町村図書館等支援業務における情報ネットワークの構築、巡回相談、職員研修などの都道府県図書館業務については、その性格上、民間に委ねることが馴染まないものがあり、制度導入事例が少ないため、民間企業等の参入可能性や管理業務ノウハウなど、効果等の検証・評価が難しい。しかし、情報収集は継続して実施しており、全国の動向を注視している」との回答がある。また、再編が予定されている高等技術専門校では、「職業訓練については、訓練実施経費が訓練効果と比べ膨大であり、民間教育訓練機関では設備や人員の配置が困難なものを主に実施しているため。また、経済・雇用情勢等の変化により、年度ごとの応募状況の変化が大きく、訓練内容について常に見直していく必要があるなど、委託方式では、柔軟な対応が困難である」等の回答があった。

#### 10 実地監査結果

第1章 (P3) 記載の実地監査を実施した施設の概要については、以下のとおりである。

- (1) スポーツ振興課 (施設:宮城県長沼ボート場 (アイエスボートランド))
- ①施設の概要

平成2年度に開催された全国高等学校総合体育大会のため、登米市に平成元年 10 月に設置された施設である。ボートコースは、日本ボート協会A級コースとして認定されている。

#### ②施設の管理形態

平成2年度から平成17年度までは宮城県ボート協会に管理委託、平成18年度以降は、 指定管理により宮城県ボート協会が管理している。公募により募集を行っているが、指定 管理者制度導入以来、宮城県ボート協会1者のみが応募している。

#### ③現状

応募者が1者の理由は、競技内容等に関する知識が必要なため、他者が応募しづらい状況があるものと推測される。施設所管課としては、より安定的に管理し、有効的に利活用を図るためには協会を含む数社が共同企業体を構成して応募できる環境整備について、検討する必要性を感じている。

利用者アンケートでは、あまり回答が集まらず、指定管理者から施設所管課が直接聞き取りを行う場合もある。

南東北大会等、大会開催時の運営スタッフは全てボランティアで対応している。そのボランティアはボート協会員のスタッフが中心で、協会で人員が確保されない場合、大会そのものを運営できない事態となる。

施設利用者については、高等学校や大学等のボート部などに固定化されている。

#### ④指摘事項の対応

令和2年度の包括外部監査において、ガソリン保管状況について法令違反の可能性があると 指摘され、令和4年度に予算化を行ったところだが、令和2年3月に発生した地震の復旧対応 を優先させて対応が後回しになった。令和5年10月にガソリン保管庫が完成し、その後は適 正に管理を行っている。

#### (2) 障害福祉課 (施設:宮城県船形の郷)

#### ①施設の概要

宮城県精神薄弱児者福祉施設基本構想に基づき、重度・最重度の知的障害者への総合養護施設として昭和48年8月、黒川郡大和町に「宮城県船形コロニー」として設置された。その後、令和2年に「宮城県船形の郷」に名称変更され、利用者の障害特性により、生活棟が5棟(「おおくら園」、「かまくら園」、「とがくら園」、「なでくらセンター」、「まつくらセンター」)あり、短期入所等も含め、令和5年8月1日現在で228人が利用している。

#### ②施設の管理形態

開設時から平成 17 年度までは宮城県社会福祉協議会による管理委託で、平成 18 年度からは同協議会の指定管理となっている。

指定管理期間を5年と定め、公募により募集してきたが、これまで宮城県社会福祉協議会の1者のみが応募してきており、直近では、令和6年度の新築施設の全面供用開始に合わせて指定管理期間を3年とし、非公募で実施している。

なお、宮城県介護研修センターについては、宮城県船形の郷に移転合築し、令和6年度から宮城県社会福祉協議会に一括して指定管理をすることとなった。

#### ③現状

これまで1者のみが応募している状況となっているが、これは、入所者の障害の程度が重度及び最重度、規模が200人以上で、現在の指定管理者以外に対応できる団体等が事実上他にないことが理由である。

令和6年度以降、収容人数を230人から300人に増加する予定であるが、対応する職員の確保が困難であるため、段階的に収容人数を増やすこととしている。

#### (3) 自然保護課(施設:宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター)

#### ①施設の概要

昭和 46 年、ラムサール条約の登録地として伊豆沼・内沼が登録されたことを契機に、昭和 63 年 11 月に宮城県、栗原市、登米市等の出資により、(財) 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団が設立された。平成 3 年 1 月、伊豆沼・内沼の環境保全の普及啓発、保全対策の研究を目的とした「伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター」を開館した。

#### ②施設の管理形態

平成2年度から平成17年度までは、(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団による管理委託で管理し、平成18年度から現在までは、指定管理者制度により(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団が管理をしている。(平成25年4月から公益財団法人に移行)

施設の管理・運営には、知見、技術、ノウハウが必要不可欠であるため、長年にわたりその活動に取り組む(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団に非公募で管理を依頼している。

#### ③現状

施設は、伊豆沼の環境保全等に係る研究拠点であり、同財団にしかできない研究分野、研究員の存在、人的ネットワークがあることから、非公募としている。

また、財団としては、高度な専門性に基づき安定した施設利用を進める上で、長期計画の策定、人材の育成・採用の面でメリットが大きい等の理由から、5年を超えての指定管理期間の設定が望ましい、と考えている。

#### (4) 都市計画課(施設:石巻南浜津波復興祈念公園)

#### ①施設の概要

石巻市南浜地区に、県民の福祉増進と東日本大震災の追悼、復興の記憶・伝承をコンセプトに、震災復興のシンボルとして整備され、県と石巻市が公園を、国が「みやぎ東日本大震災津波伝承館」(以下、「伝承館」という。)などの追悼・祈念施設をそれぞれ整備した。(令和3年3月公園を開園、同年6月に伝承館を開館)

#### ②施設の管理形態

令和3年度から令和7年度までの5年間は、指定管理者制度を活用し、石巻南浜津波復興祈念公園マネジメント共同事業体に管理運営を依頼している。当該共同事業体は、①一般財団法人公園財団、②一般社団法人ひと・まち・もり、③東北緑化株式会社の3つの団体により構成されている。選定委員会は石巻市と合同で開催し、県と石巻市は同一の団体を指定管理者に選定し、その選定団体と国は委託業務を締結している。

#### ③現状

都市公園の中に県と石巻市が所管する区域があり、さらに、県の所管区域の中に国の施設がある形態となっている。

#### (5) 行政経営推進課

#### ①現状

指定管理者制度の導入後、監査委員からの意見等を踏まえ平成 26 年に運用指針改正を行ったほか、PFI 等新たな仕組みを取り入れるなど、県では、公の施設における民間活力の導入の検討の仕組が定着してきている。福祉施設等、民間移譲ができる施設については既に移譲済であり、現在残っている施設は運営コスト等の面で直ちに移譲等を進めるのは困難な状況にあると認識している。

指定管理者側にインセンティブを用意しきれず、新しい団体に対し働きかける仕組みづくりができていないこと、また、現在、指定管理者制度を導入している県有施設においても、応募者が不在となった場合、直接県が管理・運営を行うことになるが、県は直営で管理するノウハウを持ち合わせておらず、実際には相当の困難が生じること等が課題、としている。

表 22 直近の指定管理者選定状況

施設所管課	スポーツ振興課	障害福祉課	自然保護課	都市計画課
施設名	宮城県長沼ボー	宮城県船形の郷	宮城県伊豆沼・内	石巻南浜津波復
	<b>卜</b> 場		沼サンクチュア	興祈念公園
			リセンター	
施設分類	レクリエーショ	社会福祉施設	文教施設	基盤施設
	ン・スポーツ施設			
募集方法	公募	非公募	非公募	公募
募集期間	48 日間	_	_	45 日間
指定管理期間	5年間	3年間	5年間	5年間
応募者数	1	1	1	2

#### 第3章 監査結果を踏まえた意見

指定管理者制度に関する地方自治法の趣旨・目的は、主に①民間事業者の活力を活用した『住民サービスの向上』、②施設管理における費用対効果の向上、③管理主体の選定手続きの透明化、④公共施設の効率化とサービス品質の向上、⑤行政の効率化、の5点にあるとされ、県はそれらを踏まえて指定管理者の業務を監視し、適切に管理、監督、指導する責務がある。

今回の行政監査においては、制度導入から17年が経過した中で、制度が法の趣旨に則って適切に運用され、公の施設が適正に管理されているのか、平成22年度行政監査における意見及び指摘事項がどのように改善されているのか、制度の運用状況等について改めて調査したほか、管理運営に内部統制の視点が含まれているか、制度の利用拡大を図る上で今現在、どのような課題が発生しており、どのような改善策が考えられるのかといった視点も踏まえて監査を行った。

監査の結果、概ね前回調査時点から改善等が図られていることが認められたものの、事務改善 や検討を要する事項が認められ、また、指定管理者が固定化しつつあり新規事業者が参入する余 地が少ない現状等の実態も明らかになった。

以下、監査委員として意見を述べる。

#### 1 住民サービスの向上

## 【意見1:事業者の活力を引き出し、住民サービスの向上に繋げていくなど、より良い制度運用に努められたい】

指定管理者制度は、①民間事業者の活力を活用した『住民サービスの向上』、②施設管理における費用対効果の向上、③管理主体の選定手続きの透明化、④公共施設の効率化とサービス品質の向上、⑤行政の効率化、にあるが、一般的には、行政経費の圧縮・縮減という②⑤、特に「低い人件費」の活用による経費節減(コストカット)のための手法として制度を捉える傾向にある。

しかしながら、制度本来の趣旨は①④のとおり行政サービス・住民サービスの質の向上にあることを忘れてはならない。各施設所管課は単なる清掃業務や施設管理、保守点検などコストカットに留まるだけでなく、所管する業務内容を吟味して事業者の活力を引き出し、民間事業者の活性化を通して住民サービスの向上に繋げていくなど、より良い制度の運用に努められたい。

#### 2 指定管理者の選定・評価

#### (1) 選定委員会

#### 【意見2:女性委員の比率向上を推進されたい】

平成 22 年度行政監査において、指定管理者の選考過程における透明性と客観性を確保する観点から、積極的に外部委員を登用するよう意見したところであり、これを受けて、平成 23 年 5 月 17 日に運用指針が改正され、選定委員会の委員は半数以上が有識者等外部委員とすることとなった。

今回の調査では、全部局の指定管理者選定委員会において有識者外部委員は半数を超え、また、 女性委員の登用もなされ、その登用率は 37.1%となっていたが、依然として県全体の審議会等における女性割合目標 45%を下回っていることから、運用指針に具体的な基準を定める等、引き続き、女性委員比率の向上策を検討されたい。

#### (2) 指定管理者制度の導入

#### 【意見3:指定管理者制度導入の効果測定と評価手法を検討・確立されたい】

本県における公の施設 85 のうち、7 割を超える 62 施設で指定管理者制度を導入しており、同制度に基づく運営の良し悪しは、県民サービスの質に直結する状況にある。

既に指定管理者制度の導入が長期間にわたる施設では、更新にあたり、直営や業務委託等、他の手法と比較検討を行っていないものが大半であり、本来の指定管理者制度の趣旨・目的について確認・検証を行わないまま、指定管理期間の終了の都度、機械的に制度を適用させている現状が見られた。

これは、制度導入から時間が経過しているにも関わらず、一律に「経済性、有効性がある」ものと見做し、他制度等との比較検討を行わないまま更新を繰り返してきているものと考えられる。

指定期間満了時において、制度導入の効果について改めて効果測定・評価・検証を行い、制度 を継続利用する是非を判断する仕組の導入について検討されたい。

また、直営施設の所管課においては引き続き、全国の動向等も含め当制度導入の効果について調査・研究を続け、より良い管理運営のあり方を判断されるよう取り組むとともに、応募者がいなかったため止むを得ず直営を選ばざるを得なかった施設については、共同体方式の可否等、応募者を増やす工夫についても検討されたい。

#### (3) 公募と非公募

#### 【意見4:公募・非公募とした理由を判りやすい形で示されたい】

指定管理者制度を導入している施設のうち、55 施設(89%)が「公募」により管理運営主体を募集している。しかしながら、前回の公募と同じ事業主体1者からしか応募がなく、結果的に長期間にわたって同一主体による管理運営が継続している施設が数多く認められた。

書面調査では、「一者のみの応募が予想される場合であっても、定期的に公募を行うことによって、慣れ合いになることを防ぐ」、「指定期間5年の間に社会情勢も変化することから、はじめから一者ありきでなく、公募により募集し、県も相手方も緊張感を持って施設運営に臨む必要がある」等、公募への参入が一者しか見込まれない場合であっても、常に緊張感を持って公募手続きを行い、制度を適切に運用していると回答している施設がある一方で、「運営主体が限られる」ことを理由に「非公募」としている施設が7施設(11%)確認された。

また、公募が原則であるにもかかわらず、現在の指定管理者にしかその運営ノウハウがないと して選定委員会が非公募を認め、同一主体を継続して選定している施設も7施設確認された。

非公募施設は、前回調査の 13 施設から 7 施設に減少しており、非公募とした理由も合理的と認められるものではあったが、その理由をホームページ上で確認することは困難で、県民からは判りづらいものとなっている。非公募と判断した施設についてはもちろんのこと、公募を行うこととした施設についても、その理由や期間、目的等について詳細に説明し、その内容を判りやすい形でホームページに掲載する等、情報アクセシビリティと県民サービスの向上に努めていただきたい。また、参入者の拡大を図るため計画的に検討を行い、公募において競争が働くよう取り組まれたい。

#### (4) 募集期間と事前公表

#### 【意見5:十分な募集期間を設定されたい】

募集期間については、「原則 45 日以上確保する」ものと運用指針で定められているが、施設所管課の 97%が「十分である」と認識している一方、指定管理者からの回答では、「2~3か月が望ましい」と、より長期の募集期間を求める回答割合が 40%に及び、両者の認識には大きな隔たりがある。準備期間が十分に確保されれば、事業者はシミュレーションやマーケティングを行うことが可能になり、より詳細で内容を充実させた提案を行うことができるほか、新たな参入への効果も期待される。このため、施設所管課は施設の事業内容や準備等の必要性について検討した上で、事業にあった十分な募集期間を設定されたい。

また、募集に際しては、次回以降の指定管理者制度導入計画について予め公表することで参入団体の拡大も期待されることから、その公表について併せて検討されたい。

#### (5) 選定状況の周知

#### 【意見6:採択結果や指定状況についての情報を、判りやすく示されたい】

指定管理者の募集に際し、行政経営推進課では毎年度「募集・選定状況」として募集条件及び 選定結果・選定理由をホームページ上で公開している。平成22年度の行政監査の内容も踏まえて、 非公募施設については「非公募理由」を公表するように改められており、ホームページに掲載す る等、一定の改善が図られているが、前述のとおり十分とは言えない。

指定管理者の指定状況は、行政経営推進課のホームページで施設の名称、指定期間、指定団体等が公表されており、選定された施設の情報について明らかにされている一方で、「応募者がなく、指定管理者制度を導入することができなかった施設」についての情報はホームページで確認できず、公募を行ったにもかかわらず採択結果一覧に掲載されていない施設は、応募者がいなかったからなのか、申請内容に不備があったのか、応募はあったが審査の結果不採択となったのか等、不明な状態となっている。制度を導入できなかった施設はその後、県が直営で運営することとしたのか、公募条件等を変更して再度公募を行うのか等についての情報も併せて公開し、住民サービスの向上を図られたい。

#### 3 評価とモニタリング

#### 【意見7:評価項目を改善し、モニタリングの一層の充実を図られたい】

地方自治法 244 条の 2 第 10 項では、県が指定管理者に対して、管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をする旨を定めており、本県では、平成 21 年 2 月に「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針」を定め、評価対象年度における管理運営状況の評価を行い、モニタリングを実施してきたところである。これは、指定管理者が行った自己評価項目(「管理運営体制」など)毎に施設所管課が評価を行うものであり、評価基準についても具体的に示されている。しかしながら、この目安となる指標は、年度事業計画の内容と比較して実績が上回っていたか否かを判断基準としており、「優れた管理運営が行われた」ものはA等、曖昧な基準表現に留まっている。行政施策を推進していく上で3 E(経済性・効率性・有効性)の視点は極めて重要であり、施設等における管理運営を進める上でも例外ではないことから、評価に際してはこれらの視点を加えて総合的な判断を行うよう、評価項目の見直しを図られたい。

なお、備品の管理及び確認の状況についても、評価票に項目として新たに設定されたい。

## 4 指定管理者と施設所管課の連携

## (1) 指定管理者からの意見

## 【意見8:意見交換の機会を設け、意思疎通を密にし、修繕費の負担区分を明確にされたい】

指定管理事業者間との意見交換については、施設所管課の58%が行っていたが、42%では機会を設けていなかった。後者については、要望があれば随時対応するとしている回答もあったが、「施設側からの要望等がないため(意見交換を行っていない)」という回答もあり、県が事業主体に管理を任せきりにしていると受け止められかねない状況であった。県と指定管理者は、パートナーとして共により良い施設運営を目指す主体であるため、定期的な意見交換の機会を拡充されたい。

また、施設の定期的なメンテナンスの必要性を訴える意見や指定管理料の範囲を超えて修繕費用等を負担させられていることに対し納得を得ていない指定管理者も確認された。その他、事務所に冷房設備がない、あるいは女子トイレがない施設もあり、近年の夏場の気温状況の観点からも、執務室の環境整備を図り、誰もが働きやすい職場環境の改善について、早急に検討を行う必要がある。

指定管理期間を5年間と定めている施設が大半であり、これにより長期的な管理運営ができるという利点がある一方、契約当初には見込めなかった人件費、燃料費、物価の高騰等不測の事態が指定管理期間中に発生したことにより、事業計画どおりの管理運営に困難が生じている事例もあった。その他、負担区分を超えて指定管理者が負担しているケースが2件確認された。

県は設置者として、新設・建替はもちろん、修繕等維持管理についても責任があることから、 管理運営費の範囲で修繕等を行う部分と中長期的な修繕を行う部分についての区分を明確にされ たい。

併せて、負担区分を超える修繕費については県予算から支出し、例えば物価高騰等に伴う支出 増加分については補填等を行うなど、住民サービスの低下を招くことのないよう適切な措置を講 じられたい。

### (2) 引継ぎと育成

### 【意見9:事業者に新規参入を広く働きかけるとともに、収益事業の扱いについて検討されたい】

これまで管理運営を委ねていた指定管理者が更新時に参入しない、あるいは撤退する事態を想定して後継者の育成を行っている施設所管課は殆どないことが明らかになった。「指定管理者が変わった場合や直営にする際、ノウハウの継承ができるか課題である」等、引き受け手に対する将来的な懸念を示している施設所管課も複数認められた。

指定管理者制度による運営期間が長期間に及んでおり、運営等のノウハウが県に不足しているため、不測の事態等が発生した際、県直営による県民サービスが従来どおりの水準で提供できなくなることも考えられる。各施設所管課は、施設を管理し、運営を行う責任主体は県であることを再認識し、現在の事業者の撤退や変更を想定して、新たな管理運営主体の参入を促進する取組にさらに努められたい。

また、大半の施設において、指定管理者の営業努力によって利用料金収入が増加したとしても、施設所管課の歳入として計上されている。スポーツ施設等においては、施設本来の目的達成が最優先とされているが、利用の少ない期間に限り一定の範囲内で興業事業者に使用許可を与え、コンサート等の使用を認めている。しかしながら、こうした事業収益は、施設の目的外使用に伴う

使用料収入として県の歳入に入るに過ぎず、指定管理者に還元されることはない。従って、事業者にとっては、企業努力によって経費を節減したり、繁閑時期を調整するなどして新たなサービス展開を行い、収益を上げるというインセンティブが働かないことになる。

指定管理事業者にとって参入のインセンティブを高め、よりよい県民サービスが提供されるよう、例えば、企業努力による利用料金収入の増額分については一定程度、収益として扱えるようにするなど、制度改正に向けた検討を進められたい。

#### (3) 内部統制

## 【意見 10: 指定管理者と連携した内部統制を図られたい】

令和2年度に行われた包括外部監査「宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について」結果報告では、指定管理者の選定や指定管理施設の備品管理等に対する指摘が出されている。また、直近では、令和4年度監査時に、「児童養護施設等入所負担金の施行細則改正漏れに伴う不適切な事務処理」において、内部統制上、重大な不備がある旨の報告があった。不備の発生原因は、施設所管課による施行細則の改正漏れに起因しているが、児童相談所等の地方機関、指定管理者への国の制度改正に伴う対応について、施設所管課からの情報共有が不十分であったことも挙げられている。

内部統制については県庁内で不断の取組が進められてきており、制度については浸透しているものと認められるが、一方で、取組の形骸化や、十分に機能を発揮しているのかが懸念されるところである。内部統制を十分に機能させるためには、県庁内のみならず、指定管理者側においても同等水準で取り組んでいく必要があることから、施設所管課においては引き続き、指定管理者を含めたモニタリング体制の継続・強化を進めるとともに、指定管理者との情報共有と連携体制の構築を図られたい。

## 5 直営施設

#### 【意見 11: 直営以外の手法と比較、調査・研究を行われたい】

直営施設のうち、高砂コンテナターミナル、産業技術総合センター、各自然の家では、施設の今後のあり方に係る検討会や勉強会を実施し、民営化等についての情報収集や具体の検討を行っている。また、高等技術専門校、農業大学校などでは施設の老朽化や民間委譲が困難等の理由により、直営を継続する考えでいるとのことだった。さらに、応募者がいなかったため結果として直営を選択せざるを得なかった施設も確認された。

一方、民間委譲や業務委託、指定管理者制度の導入を含めた今後のあり方等について、そもそ も検討を行っていない直営施設も相当数確認された。

全国の状況を見ると、制度導入によって県民サービスの向上が図られたものばかりではなく、制度導入後、再度直営に戻した例も散見されるため、すべての公の施設に対し、制度を導入することが有効であるとは言い切れないものの、例えば県庁駐車場や公文書館等については、他県で導入し、効果的に運用されているところもある。現在、検討を行っていない施設は、より効果的に施設の効用が発揮されるよう、指定管理者制度やPFI等、直営以外の手法について比較し、調査・研究を行われたい。

## 第4章 今後に向けた提言

#### 1 指定管理者制度の改善

公募を行っている施設のうち、応募者が 1 者のみであった施設が全体の 9 割を占めており、競争性が働いているとは言えない状況となっている。募集時に関係団体に周知を依頼するほか、県政番組やメルマガ等を通じて募集を呼びかけている施設も一部で確認された(社会福祉施設 4、文教施設 1)ところだが、応募者拡大に向けた積極的な取組を行っていない施設が大半であった。

全体として、県有施設の管理運営は安定的に行われている一方で、制度導入当初と比べて制度趣旨の実現に対する県側の意識が薄らぎ、形式的に制度を運用していると見受けられるケースも散見される。

こうしたことから、今後の指定管理者制度の改善に向けた提言を、以下に記す。

## 【提言1】 指定管理期間の見直し

都市計画課で所管している公園施設(仙台港多賀城地区緩衝緑地、岩沼海浜緑地、宮城県総合運動公園、加瀬沼公園、矢本海浜緑地)について、現在は単独施設毎に指定管理者制度を適用させ、管理期間もそれぞれ設定しているが、指定管理期間を同一に揃え、複数あるいは全ての施設を一括して公募する手法も検討されたい。県にとっては事務手続きや運営管理の負担が軽減され、管理者にとっては複数施設を一括して受注することによりスケールメリットが働き、経済効率が高まることから、双方にメリットが生じるものと考えられる。

指定期間については、制度開始時に原則3年、その後、原則5年に改定済であり、総務部長に協議することにより5年を超える期間設定ができるよう制度が改正されたところであるが、5年を超える指定期間の要望は出されてこなかった。令和元年には、施設所管課を対象とした要望調査と併せ、再度、制度利用を働きかける旨の通知を行政経営推進課が発出したが、各課からの要望がないまま現在に至っている。

指定管理期間の長期設定については、事業者にとって長期的なスパンで経営の見通しが立てられる、従業員の雇用が安定する、研修等人材育成を計画的に行える等のメリットがある。一方で、管理期間を長期間固定することで新たな事業者の参入が鈍り新陳代謝が図られない、県と事業者間の緊張感がなくなる、事業内容に変化が生まれにくくなり漫然とした運営が行われる恐れがある、等のデメリットも考えられることから、すべての指定管理施設で管理期間を長期間とすることが望ましいとは言い切れないが、特に高度な専門性等から参入事業者が極めて限られ、長期にわたり指定管理を更新してきている施設については、事業者の意向を確認し、管理期間の長期化について検討するよう、行政経営推進課は施設所管課に対し改めて周知されたい。

#### 【提言2】 制度導入による働き方改革の推進

美術館等社会教育施設については、全国的には、県が直接管理運営しているものが大半であり、今回の調査においても指定管理者制度の導入については「(導入はしないが)継続的な情報収集と研究を行っていく」旨の回答が示された。また、公立図書館や公文書館について指定管理者制度を導入している地方自治体がいくつか見受けられるが、必ずしも運営が軌道に乗っている施設ばかりとも言えず、再度直営に戻した事例も散見される。社会教育施設の設置目的は、

資料の収集・保存・調査・研究が第一であることから、指定管理者制度を施設の管理運営すべてに導入するのでなく、学芸員による調査・研究等の部門については県の直営を継続しつつ、 警備や修繕等の業務を切り出して指定管理させている事例もある。現在、上記施設における庁舎管理は、単年度毎の業務委託により行われているところが大半だが、部分的にでも指定管理者制度を導入することにより、中長期間にわたって安定的な庁舎管理が行われるとともに、職員の業務軽減にも繋がり、働き方改革が推進されるものと考えられる。引き続き、社会教育施設の管理運営の手法等について指定管理者制度の部分的な導入も含め計画的に調査・研究をされたい。

## 【提言3】 指定管理者の参入意欲を高めるための取組

現在、本県では、宮城県総合運動公園、みやぎ産業交流センター、石巻南浜津波復興祈念公園、宮城県民会館の4施設で行われている共同事業体による指定管理方式が、全国的にも増えている。事業主体が単独で指定管理を引き受けた後、一部の業務について再委託するよりも、複数の事業主体が指定管理を行うことで、より大規模に、責任を明確にして業務運営に臨むことができるようになると考えられる。また、単独による指定管理が難しい場合でも、業務に関連する複数の企業等で共同事業体を構成することにより、公募に対する参入障壁が低くなるものと考えられる。

公募に応ずる事業主体がいない、あるいは指定管理期間中に指定管理者が倒産等の理由により脱退すること等に備え、将来的に参入が見込まれそうな事業者に管理運営に係る情報を提供し、参入企業等の裾野が広がる工夫を検討されたい。

行政経営推進課では、指定管理募集に際して各施設所管課が参入の働きかけをしやすくなるよう、参入可能性のある事業者についての情報を庁内で共有・発信するとともに、共同事業体形式による指定管理の好事例をホームページで紹介するなど、制度と手法に係る説明を丁寧に行い、民間企業の参入意欲を高めるよう工夫されたい。

## 2 実地監査先への提言

今回、実地監査を行った指定管理施設の調査結果の概要については、第2章のとおりだが、それぞれの施設に対する将来的な展望や要望について、参考までに以下に記す。

#### ①宮城県長沼ボート場

#### ・自主事業の拡大

現在、長沼を活用した観光遊覧船事業「長沼クルージング」が長沼漁業協同組合の主催により行われているが(45~60分程度の遊覧;1,500円)」、遊覧エリアが制限されている観光船について、競技に支障のない範囲で、ボート場の一定区域への乗り入れを認め、ボート競技の迫力を実感できるコース利用体験の商品化等を検討されたい。観光船の利用料金に賦課することで徴収等に係る人件費の発生を抑制し、指定管理者としての事業収入が増加するとともに、ボート競技のPR・普及拡大にも寄与するものと思料される。

#### ・指定管理施設の拡大・パッケージング

長沼ボート場は世界的にも有数なコースを保有しており、平成 28 年度には、東京都知事が視察に訪れ、その様子が全国に報道・紹介される等知名度が高い施設である。さらに、周辺には、クラブハウス(登米市)、長沼フートピア公園(登米市から長沼ふるさと物産(株)へ指定管理)など、観光資源が集中していることから、長沼ボート場を含めた複数の施設を一括して指定管理者制度を導入することで総合的な利活用の拡大が図られ得るものと思料される。これらの中には、登米市所有の施設が含まれることから調整には困難が予想されるが、今後の改修等も含めた公有財産のあり方、民間活力の導入による県民サービスの総合的な展開を図っていく上で、検討する価値はあると考えられる。

#### ②宮城県船形の郷

利用者負担金及び介護給付金(合計約10億円)で賄いきれない部分について、県が一般 財源を投入して指定管理料と併せて支出しており、施設の機能・性格上、指定管理者制度導 入以前から県委託により運営を続けてきた宮城県社会福祉協議会以外の法人等が新たに参 入することは相当、困難であると思料される。

施設所管課では、今後も宮城県社会福祉協議会による運営が継続されるものという前提で制度を運用しているが、事実上の運営経費補助に留まることなく、指定管理者が今後も運営を継続していく上でのインセンティブ・メリット等が生まれる仕組みづくりについて積極的に検討し、提案をしていただきたい。

令和6年度から長寿社会政策課が所管する「宮城県介護研修センター」が船形の郷の敷地内に併設される予定である。現在、介護研修センターについても宮城県社会福祉協議会が指定管理により運営していることから、両施設を管理することとなれば、職員研修が効率・効果的に行えるようになるとの意見を伺った。指定管理者の募集時には、事業者側に少しでもメリットが出るよう、施設所管課としても工夫を凝らし、例えば遊休施設(旧施設)や土地(運動場、敷地)の利活用についてもアイデアを募集し、運営等を委ねるなど、県民サービスの向上に向け努力を重ねられたい。

#### ③宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター

施設の近隣には、環境教育をするための栗原市サンクチュアリセンターつきだて館(昆虫館)、登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター(淡水魚館)が集中して存立している。伊豆沼の自然環境を活かした環境教育、保全活動等が一体的に展開されていく姿が理想である。利用者目線に立ち、3館が相互に連携して総合的なサービスが展開されることを期待したい。

また、施設利用者の意見を聞く機会として、自然体験講座の参加に対してのアンケートや、施設利用のご意見カードを実施しているが、施設の利用者の満足度を量るものとしては不十分であるため、測定指標を設定し、利用者全体に対してアンケートを実施し、利用者満足度の向上に努められたい。

## ④石巻南浜津波復興祈念公園

協定書の内容には、障害者就労施設等からの物品等の調達に努める旨の記載があるが、実績がなく、協定書の記載内容が守られているのかを確認するチェックリストにも項目がないことから、チェックリストを新たに整備し、障害者就労施設等からの物品調達に努めていただきたい。

都市計画課では複数の都市公園を所管・管理しており、いずれも同様に指定管理者制度を 導入している状況となっている。【提言1】とも重複するが、他の公園と一体的に指定管理を 行うことによるスケールメリットについて試算するなどの検討を進めていただきたい。

# 【資料】

資料1	令和5年度行政監査実施計画・・・・・・・・・・・・・・ 40
資料2	令和5年度行政監査調査票(指定管理者制度) ・・・・・・・ 46
資料3	令和5年度行政監査調査票(直営施設)・・・・・・・・・ 56
資料4	公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例・・・・・・58
資料 5	公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則・・・62
資料 6	指定管理者制度運用指針 ・・・・・・・・・・・・・67
資料 7	指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針 ・・・73

# 令和5年度行政監査実施計画について

## 1 監査テーマ

指定管理者制度の運用状況

#### 2 監査の目的

宮城県では、平成17年の指定管理者制度本格導入から3年を迎えた平成20年7月に、「指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方」の内容の一部を見直し、名称を「指定管理者制度運用指針」に改め、制度の適切な運用及び公の施設の適正管理に努めながら、令和5年4月現在、16課72施設で指定管理者制度を適用するに至っている。

指定管理者制度導入から現在まで、県においては、概ね制度が適正に運用されてきたと認められるものの、これまでの定期監査における指定管理施設関連の指摘等に加え、令和2年度内部統制評価報告書では「重大な不備」について報告があったほか、同年度の包括外部監査「宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について」の結果報告においても、指定管理者の選定や指定管理施設の備品管理・安全管理に対して指摘等を受けるなど、合規性、正確性において内部統制に問題があると思われる事案が未だ散見される状況となっている。

制度導入から17年を経過したことを踏まえ、指定管理者制度の運用について内部統制に加えて経済性、効率性、有効性の観点から検証するため、行政監査を実施し、公の施設の窓口業務や施設管理等、県民へのサービス提供を県に代わって担う指定管理者が、内部統制を保持しながら適正に施設を管理運営しているのか、関係各課の指導状況等を通して確認するものである。

### 3 監査対象機関

- (1) 行政経営推進課
- (2) 指定管理施設を所管する課(16課62施設(72箇所)): 令和5年4月1日現在)
  - ・企画部スポーツ振興課(7)
  - ・環境生活部自然保護課(6)、消費生活・文化課(2)、共同参画社会推進課(1)
  - ・保健福祉部長寿社会政策課(1)、子ども・家庭支援課(3)、障害福祉課(8)
  - ·経済商工観光部観光政策課(2)、国際政策課(1)
  - · 農政部畜産課(1)
  - ·水產林政部水產業基盤整備課(18)
  - ・土木部港湾課(2)、都市計画課(6)、住宅課(10)
  - ·企業局水道経営課(3)
  - ·教育庁生涯学習課(1)

※ このほか、指定管理施設から4施設程度を選定し、管理運営状況を実地調査する。

- (3)直営施設を所管する課(11課:22施設 令和5年4月1日現在)
  - ・総務部県政情報・文書課(1)、管財課(1)
  - ・子ども・家庭支援課(2)、障害福祉課(1)
  - ·経済商工観光部新産業振興課(1)、産業人材対策課(5)、
  - ・農政部農業振興課(1)
  - ·水産林政部水産業基盤整備課(3)

- · 土木部港湾課(1)
- ・教育庁生涯学習課(5)、文化財課(1)

### 4 監査の実施方法

#### (1) 書面調査

監査の実施に当たり、施設の管理状況及び運用状況等を把握するため、前記「3 監査対象機関(2)(3)」の所属を対象に、電子申請システムを活用して「行政監査調査票」により書面調査を実施する。併せて、「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針」VI2(1)に定める「評価票」を求めることとする。

## (2) 事務局監査

書面調査対象機関(2)の中から、施設の特色等を鑑み4機関程度を選定し、実地により事務局監査を実施する。(書面監査の結果によっては、対象機関を変更する場合もある。)併せて、関係規則等を所管する行政経営推進課について監査を実施する。

## (3) 委員監査

事務局監査実施機関を対象に、書面又は実地により監査を実施する。併せて、必要に応じ、指 定管理施設の実地調査を行うこととする。(4機関、1課を予定)

## 5 監査の着眼点と主な調査内容

		こエルの時代には
	着眼点	主な調査内容
(1)	指定管理者の	・ 管理の手法について検討を行っているか。【3E】
	選定等につ	・ 管理者の選定は適切に行われているか。【内部統制、3 E】
	いて	・ 指定管理料の積算及び指定管理者からの要求に対する査定は適正か。【3E】
		・ 指定管理者の撤退等を想定した検討が行われているか。【3E】
(2)	指定管理者と	・ 指定管理者と県との責任分担は明確か。【内部統制、3 E】
	所管課の連	・ 管理に関する協定書等の内容及び県の指定管理者に対する指導監督は適切か。【内部統制、3
	携について	E ]
	J/71 = 1	・ 県及び指定管理者双方において、制度改正等の内容確認が徹底されているか。【内部統制、3
		E ]
(3)	モニタリング	・ 指定管理者が行うモニタリングは適切に行われているか。【内部統制、3E】
	及び評価に	・ 県によるモニタリングは適切に行われているか。【内部統制、3E】
	ついて	・ モニタリングによって利活用状況が適切に把握され、利用率向上や設備改修等について検討が行
		われるなど、管理運営の改善等に適切に反映され指定管理制度の導入効果は十分に得られている
		カ <sup>ュ</sup> 。【 3 E 】
(4)	その他監査で	・ 県の監査 (定期監査、行政監査、財政的援助団体等監査及び包括外部監査) による指摘への措置
	の指摘等へ	状況及び指定管理者の監査(団体等の実施する監査で指定管理業務関連)による指摘等。【内部統
	の対応	制、3E】

### 6 主な実施スケジュール

(1) 行政監査実施計画決定 令和5年6月14日(委員協議)

(2) 書面調査 実施計画決定後から令和5年7月末まで

(3) 事務局監査 令和5年8月から9月まで

(4) 委員監査 令和5年10月

(5) 行政監査結果報告書作成 令和5年12月から令和6年1月まで

(6) 行政監査結果報告書決定 令和6年2月(委員協議)

(8) 知事等からの措置状況報告 令和6年5月末まで(報告は公報で公表)

# 資料1-2

# 公の施設の指定管理者指定状況等一覧

# 令和5年4月1日現在

	施設名称	箇所	指定管理者		所管課室	施設区分※
1	宮城野原公園総合運動場(宮城球場及び有料駐車場を除く。)	1	公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団		スポーツ振興課	Α
2	第二総合運動場(仙南総合プール及び長沼ボート場を除く。)	1	宮城県スポーツ協会		"	Α
3	ヒルズ県南総合プール(仙南総合プール)	1	セントラルスポーツ株式会社	企	"	Α
4	アイエス総合ボートランド(長沼ボート場)	1	宮城県ボート協会	画部	"	Α
5	総合運動公園(宮城県サッカー場を含む。)	2	宮城県スポーツ協会・同和興業・セントラル スポーツグループ		"	Α
6	ライフル射撃場	1	宮城県ライフル射撃協会		"	Α
7	こもれびの森	1	株式会社ゆめぐり		自然保護課	Α
8	伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター	1	公益財団法人宮城県伊豆沼·内沼環境保 全財団		"	D
9	蔵王野鳥の森自然観察センター	1	特定非営利活動法人宮城県森林インストラ クター協会		11	D
10	クレー射撃場	1	一般社団法人宮城県猟友会	環	"	Α
11	県民の森	1	特定非営利活動法人宮城県森林インストラ クター協会	境 生 活	"	Α
12	昭和万葉の森	1	株式会社万葉まちづくりセンター	部	"	Α
13	東京エレクトロンホール宮城(県民会館)	1	宮城県民会館管理運営共同企業体		消費生活•文化課	D
14	慶長使節船ミュージアム	1	公益財団法人慶長遣欧使節船協会		"	D
15	民間非営利活動プラザ	1	認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆる る		共同参画社会推進課	D
16	介護研修センター	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会		長寿社会政策課	Е
17	さくらハイツ	1	社会福祉法人宮城県福祉事業協会		子ども・家庭支援課	Е
18	コスモスハウス	1	"		"	E
19	母子・父子福祉センター	1	公益財団法人宮城県母子福祉連合会		"	E
20	障害者福祉センター	1	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会	/	障害福祉課	E
21	障害者総合体育センター	1	"	保健福	"	Α
22	視覚障害者情報センター	1	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	祉部	"	E
23	啓佑学園	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	ПР	"	E
24	第二啓佑学園	1	II .		"	E
25	船形の郷	1	"		"	E
26	七ツ森希望の家	1	"		"	E
27	援護寮	1	"		"	E
28	御崎野営場	1	一般社団法人気仙沼コンベンション協会	経済	観光政策課	Α
29	松島公園(駐車場に限る。)	1	太平ビルサービス株式会社	商工観	"	С
30	みやぎ産業交流センター	1	夢メッセみやぎ管理運営共同事業体	光部	国際政策課	В
31	岩出山牧場	1	公益社団法人みやぎ農業振興公社	農政部	畜産課	С

	施設名称	箇所	指定管理者		所管課室	施設区分※
32	小鯖漁港の指定施設(小鯖護岸横泊地)	1	宮城県漁業協同組合		水産業基盤整備課	С
33	鮪立漁港の指定施設	1	II .		"	С
34	松岩漁港の指定施設	1	11		"	С
35	波路上漁港の指定施設(七半沢防波堤横泊地及 び内沼防波堤横泊地)	1	11		"	С
36	浦の浜漁港の指定施設(田尻防波堤横泊地, 磯草B防波堤横泊地, 浦の浜桟橋横泊地①及び浦の浜桟橋横泊地②)	1	"		"	С
37	日門漁港の指定施設	1	"		"	С
38	志津川漁港の指定施設(林防波堤横泊地, 南防波堤横泊地, 大森護岸横泊地及び大森防波堤横泊地②)	1	ıı .		"	С
39	雄勝漁港の指定施設	1	"	水産	"	С
40	桃ノ浦漁港の指定施設	1	<i>II</i>	林政	"	С
41	磯崎漁港の指定施設	1	II .	部	"	С
42	閖上漁港の指定施設(護岸及び物揚場横泊地並 びに物揚場横泊地)	1	II .		"	С
43	閖上漁港の指定施設(ヨット陸置き保管施設)	1	特定非営利活動法人 海族DMC		"	С
44	気仙沼漁港の指定施設(魚町二丁目護岸横泊 地)	1	気仙沼市漁業協同組合		"	С
45	塩釜漁港の指定施設(物揚場, 岸壁, 護岸及び 桟橋横泊地)	1	塩竃市観光物産協会		"	С
46	塩釜漁港の指定施設(釜の渕泊地)	1	塩釜市漁業協同組合		"	С
47	塩釜漁港の指定施設(越の浦泊地)	1	宮城県漁業協同組合		"	С
48	女川漁港の指定施設(南防波堤横泊地及び物揚 場護岸横泊地)	1	11		"	С
49	気仙沼漁港の駐車場	1	気仙沼市		"	С
50	仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設(スリーエム仙台港パーク(仙台港中央公園), 仙台港リバーウォーク)	2	株式会社東北ダイケン		港湾課	С
51	モゥーっとギューッとうしちゃんファーム仙台港多 賀城緑地公園(仙台港多賀城地区緩衝緑地)	1	"		都市計画課	С
52	仙台放送ジュニパーク岩沼(岩沼海浜緑地)	1	II .		"	С
53	総合運動公園(土木部が所管する緑地部分に限 る。)	1	東洋緑化株式会社	±	"	С
54	杜の都信用金庫モリリン加瀬沼公園(加瀬沼公園)	1	株式会社東北ダイケン	木部	"	С
55	ガス&ライフ矢本海浜緑地(矢本海浜緑地)	1	"		"	С
56	石巻南浜津波復興祈念公園	1	石巻南浜津波復興祈念公園マネジメント共 同事業体		"	С
57	改良県営住宅,地区施設及び改良住宅駐車場並 びに特定公共賃貸住宅及び駐車場	8	宮城県住宅供給公社		住宅課	С
58	特定公共賃貸住宅及び駐車場	2	11	]	11	С
59	北上川下流流域下水道	1	株式会社アイ・ケー・エス		水道経営課	С
60	北上川下流東部流域下水道	1	11	企業	"	С
61	迫川流域下水道	1	11	局	"	С
62	婦人会館	1	一般財団法人みやぎ婦人会館	教育庁	生涯学習課	D
					16課	

<sup>※</sup> 施設の区分 A:レクリエーション・スポーツ施設、B:産業振興施設、C:基盤施設(公園、県営住宅等)、D:文教施設、E:社会福祉施設

資料1-3

# 県直営の公の施設

令和5年4月1日現在

施設区分※ D C D
C D
D
_
E
E
E
В
D
D
D
D
D
D
С
С
С
С
D
D
D
D
D
D

<sup>※</sup> 施設の区分 A:レクリエーション・スポーツ施設、B:産業振興施設、C:基盤施設(公園、県営住宅等)、D:文教施設、E:社会福祉施設

# みやぎ電子申請サービス

サービストップへ

行政監査調査票(指定管理者制度)

文字	-1-	曲	ı İs	4	煙港	F#F	<b>#</b>	苦
V <del>-</del>	ᄍ	ж	711	700	標達	1000	7237	- 23

.

申し込み内容入力

申し込み内容確認

申し込み完了

>

# 令和5年度行政監査に係る書面調査[指定管理者制度の運用状況]

ヘルプ

申し込み内容の入力

### 操作方法のご説明

下記の入力フォームに必要事項を入力した後、「申し込み内容の確認に進む」ボタンを押してください。 途中まで入力した内容を一時保存したい場合、「申し込み内容を一時保存する」ボタンを押してください。

### 注意事項

🐯 マークがある項目は、必ず入力してください。

機種依存文字(半角カナ、丸付き数字、ローマ数字、「﨑」など)は使用しないでください。機種依存文字が入力されている場合はエラーになります。

	申し込み内容	音を一時保存する	申し込み内容の	を を できます という
申請日	令和 /	年 月	日	
団体·法人名 必知				
団体・法人名(フリガナ)	全角カタカナで入力してください	•		
役職·部署名 必選				
役職・部署名(フリガナ)	全角カタカナで入力してください	•		
お名前				
お名前(フリガナ)	全角カタカナで入力してください			
<b>電話番号</b>	012-3456-7890のように、半	・角の数字とハイフンでス	.カしてください <b>。</b>	
内線番号	半角数字で入力してください。			
メールアドレス 必須	システムからの通知メールを受信 確認用の欄には、同じメールア メールアドレス1		-	LV <sub>e</sub>
	確認用			
	メールアドレス1とは別のメールア メールアドレス2 (任意)	パレスでも通知メールを	受信したい場合、メ	ールアドレス2を入力してください。
	確認用			

設問1 指定管理者制度の導 1 民間移譲 2 地方独立行政法人化 3 業務委託 入にあたり(直近の更新時) 5 直営 6 その他の手法 4 PFI 次の手法と比較検討を行いま 7 比較検討していない したか。 必須 1 経済性 2 有効性 3 効率性 その他 「その他」を選択した場合に入力してください。 設問1-1 検討している場合 「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。 は、どのような観点から検討を 行いましたか。(複数選択 可) 設問1-2 検討していない場合 は、その理由を記入ください。 \_\_\_\_\_ 1 運営主体が限られているため。 2 経済性、有効性、効率性の点で有効であると判断したため。 3 直営が困難であるため。 その他 設問2 指定管理者制度を採 「その他」を選択した場合に入力してください。 用した主な理由を選択してくだ 「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。 さい。(複数選択可) 必須 設問2-1 直営が困難であると 回答した場合、その主な理由を 記入してください。 設問3 直近の募集は公募で ○ 1公募 したか、非公募でしたか。 2 非公募 必須 設問3-1「1公募」を選択し た場合、応募者数を記入してく ださい。(半角数字) 必須 行っている場合はその取組を記入してください。 設問3-2 募集を予定する前 年度等に申請者を増加させる 取組を行っていますか。 指定管理者制度運用指針では、「原則45日以上確保する」とされていますが、その期間について、どのようにお考えですか。 設問3-3募集期間について 1 十分である。 (所管課回答) 2 2~3ヶ月が望ましい。 ØA. 3 6ヶ月以上が望ましい。

※メールアドレス1、2に送信される通知メールの内容は同一です。

※スマートフォンの場合、ドメイン指定受信を設定されている方は「elg-front.jp」を受信できるよう指定してください。

	指定管理者制度運用指針では、「原則45日以上確保する」とされていますが、その期間についてどのようにお考えですか。 (現指定管理者に確認のうえ回答願います。)
設問3-3募集期間について (指定管理者回答)	( 1 十分である。
必須	② 2ヶ月~3ヶ月が望ましい。
	○ 3 6ヶ月以上が望ましい。
設問3-4「2非公募」を選択 した場合、その理由を記入して ください。	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	次から選択してください。 その他の場合は、年数とその理由を記入ください。
	○ B 5年
設問4 指定期間は何年間で	○ C 10年
すか。	○ その他
必須	「その他」を選択した場合に入力してください。 「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。
設問4-1 設問4で回答した 指定期間についてどのようにお 考えですか。	<ul><li>1十分である</li><li>2期間が短い</li><li>3期間が長い</li></ul>
設問4-2 設問4-1で回答し た理由を記入してくだい。	
•	<ul><li>1 経済性が優位であるため</li><li>2 過去の実績から指定管理者として施設等を安定的に管理運営できるノウハウがあるため</li><li>3 企画提案のアイデア等が優れているため</li></ul>
設問5 選定委員会で、特にどのような点を評価して選定しましたか。(複数選択可)  必須	「その他」を選択した場合に入力してください。 「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。
設問6 選定委員会で指定管理料を設定するにあたり、申請団体の経営努力による増減分を指定管理料に反映していますか。	<ul><li>○ 1 反映している</li><li>○ 2 反映していない</li><li>○ 3 分からない</li></ul>
設問7 指定管理者の交代時 に引継団体から引継内容について、確認していますか。	<ul><li>1 確認している</li><li>2 確認していない</li><li>3 該当がない</li></ul>

	1 層面でのが確認し、与極さに向越がないことを確認している。
	2 書面により確認し、現地立ち合いを行い、引継ぎに問題がないことを確認している。
•	3 口頭報告により確認している。
設問7-1 「1確認している」と	<ul><li>その他</li></ul>
回答した場合、どのように確認	「その他」を選択した場合に入力してください。
を行っていますか。	「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。
必須	
設問8 指定管理者が更新時	○ 1 検討している
に参入しない、あるいは、撤退 することを想定して、候補者を	( 2 検討していない
育成する等の対策を行っていま	
すか。	
必須	
設問8-1「1検討している」	
場合、その方針について記入してください。	
奶眼鱼 每十边空春 / 炸出	
設問9 基本協定書(作成 例:行政経営推進課)のリス	
ク分担表に追加した項目、削	
除した項目があれば記入してく ださい。	
/E@VI6	
•	
設問9-1 指定管理者と協議 の上、責任分担を取り決めた	
事項があれば記入してください。	
設問10 施設の修繕計画	
(大規模等)は策定されてい	( 1 策定している
ますか。	② 2 策定していない
設問11 協定で定める修繕負	( ) 1553
担区分の範囲を超えて指定管	•
理者が負担した、または、 県が 指定管理者に負担を求めた事	<b>○ 2</b> \$\text{tr}
相に自体者に負担と外のに <del>学</del> 例はありますか。	
必須	
$\label{eq:control_entrol_entrol_entrol_entrol} \omega = -i \omega  .$ As	
設問11-1 「1ある」場合は、	
その内容と金額を記入してくだ	
さい。	
設問12 県が実施する施設改	() 1 æ3
修に係る損失(休業)補償に	() 2 &W
ついて、具体的な取り決めはありますか。	<u> </u>
984 384	

設問12-1 「1ある」場合は、 具体的な取り決め内容を記入 してください。	·	
設問13 指定管理者に対して 内部統制の観点から指導・監 留を行っていますか。	<ul><li>○ 1 はい</li><li>○ 2 いいえ</li></ul>	
必須		
設問13-1 「1はい」と回答し た場合、その内容について記入 してください。 <sup>必須</sup>		
設問13-2 「2 いいえ」と回答 した場合、その理由を記入して ください。		
設問14 基本協定書(作成	O	
例:行政経営推進課)に追加・削除した項目はありますか。	<ul><li>○ 1ある</li><li>○ 2ない</li></ul>	
必須		
設問14-1 「1ある」の場合 は、追加・削除した項目につい て記入してください。 <sup>必須</sup>		
設問15 基本協定書の内容	() 1設けている	
や県の指導監督に対して、県と 指定管理者とで意見交換を行ったり、要望を受ける機会を設けていますか。	○ 2設けていない	
設問15-1「1設けている」と		
回答した場合、どのような仕組 み・体制か記入してください。 必須	,	
		l
設問15-2 「2 設けていない」 と回答した場合、その理由を記 入してください。 必須		
設問16 指定管理者から、協	O 1+7	
定書の内容や県の指導監督に 対する意見・要望等があります か。	<b>○ 1ある</b> ○ 2ない	
必濟	(セマダ田冬に見き取りのト デストナノビャン)	
設問16-1 「1ある」と回答した場合、その内容を記入してください。	(指定管理者に聞き取りの上、記入してください。)	

る法律・制度等について、県と 指定管理者双方が内容を確認し、必要に応じ業務や仕様 の変更を行うこととしています か。(いつ、どのように確認を行っているのか記入してくださ い。)	
設問18 指定管理者からの評	1 期限までに提出されている
価素は5月末まで県に提出されていますか。	○ 2遅れて提出されている
必须	3 提出されていない
	① 1十分であった
	○ 2十分とは言えない
	○ その他
設問18-1 評価票の事業実 績の記載内容は十分でした か。	「その他」を選択した場合に入力してください。 「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。
必須	
	○ 1十分であった
	② 2十分とは言えない
	○ その他
設問18-2 評価票の自己評	「その他」を選択した場合に入力してください。
価の記載内容は十分でした か。	「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。 
必須	
設問19 指定管理者によるホ	( 1取り組んでいる
ームページの開設や利用促進 のPR等、利用者サービスの向	○ 2取り組んでいない
上に取り組んでいますか。	•
必須	
設問19-1「1取り組んでい	
る」と回答した場合は、その内	
容を記入してください。 必須	
·	
F08840 4 [ 5 Bn0/0 / 75/ )	
設問19-1 「2取り組んでい ない」と回答した場合は、その	
理由を記入してください。	
設問20 個人情報の漏洩や	○ 1 図っている
取扱いについて、指定管理者と ルール化を図っていますか。	○ 2 図っていない
必須	

設問20-1 「1図っている」と 回答した場合、どのような運用 をしているのか記入してくださ い。	
設問20-2 「2図っていない」 と回答した場合、その理由を記 入してください。	
設問21 行政経営推進課に対し、6月末までに取りまとめ評価票は提出しましたか。	<ul><li>1提出した(期限内)</li><li>2提出した(期限後)</li><li>3提出していない</li></ul>
設問22 モニタリングや視察時に、施設や業務に応じた「チェックリスト」を作成し、確認を行っていますか。	<ul><li>1 1回実施/年</li><li>2 2回以上実施/年</li><li>3 確認していない</li></ul>
設問23 指定管理者が作成 する日報(月報)の報告項 目が適正か、検討を行っていま すか。	<ul><li>○ 1行っている</li><li>○ 2行っていない</li><li>○ 3今後行う予定</li><li>○ 4検討する必要はない</li></ul>
設問24 指定管理者からの報告が適切になされず、問題となったことはありますか。	<ul><li>○ 1ある</li><li>○ 2ない</li></ul>
設問24-1「1ある」と回答した場合、その内容を記入してください。	
設問25 日報 (月報) の提 出期限は守られていますか。	<ul><li>○ 1守られていない</li><li>○ 2守られていない</li></ul>
設問26 利用率向上の取組 について、県と指定管理者と で、定期的に意見交換や検討 を行っていますか。	<ul><li>1 定期的に実施している</li><li>2 定期的ではないが実施している</li><li>3 実施していない</li></ul>
設問26-1「1定期的に実施 している」「2定期的ではないが 実施している」と回答した場 合、令和4年度中の実施状況 について選択ください。	<ul><li>○ 1 年1回実施</li><li>○ 2 年2回から4回実施</li><li>○ 3 年5回以上実施</li></ul>
設問27 設備改修や物品の 修繕・更新等の計画はあります か。	<ul><li>○ 1ある</li><li>○ 2ない</li></ul>
設問27-1「1ある」と回答した場合、その計画は指定管理	( ) 1共有していない

必須

,	○ 1行っている
	<ul><li>2行っていない</li></ul>
設問28 指定管理者からの経	○ その他
費の報告や提案(自主事業	「その他」を選択した場合に入力してください。
や事業改善)について必要が あると認めた場合、指定管理	「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。
料の増額等を行っていますか。	
•	
•	
	•
設問29 モニタリングの評価の	○ 155
結果に対する是正や指導、指	O 278U
定管理者との意見交換等を通 じて改善した事例はあります	2.30
か。	
必須	
設問29-1「1ある」と回答し	
た場合、その改善内容を記入	·
してください。	
必須	
設問30 指定管理者制度の 導入によって、どのような効果が	
得られましたか。	
必須	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
設問31 指定管理者が行って いる自主事業はありますか。	153
必須	<b>○ 2</b> \$\tau\
設問31-1 「1ある」と回答し た場合、その内容を記入してく	·
ださい。	
必須	
50.000gg 45.000gg 36.00gg 36.00	
設問32 指定管理者制度を 導入するにあたり、アウトカム指	( ) 1設定している
標を設定していますか。	② 2 設定していない
必須	·
設問32-1 「1設定している」	,
と回答した場合、アウトカム指	
標の内容について記入してくだ さい。	
出現	
設問32-2「2設定していない」 と回答した場合、その理由を記	
入してください。	
必須	·
設問33 施設を運営する上で の目標(利用者数、開館日	( 1 設定している
数等)を設定していますか。	○ 2設定していない
<b>22</b>	•
<b>設問33-1 「1設定している」</b>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

とした場合、令和4年度の目標と実績について、それぞれ主なものを2つ記入してください。

(目標1)	
必须	
Eの88つつ オードル きんはい マルフリ	
設問33-1「1設定している」 とした場合、令和4年度の目	
標と実績について、それぞれ主	
なものを2つ記入してください。 (目標2)	
必須	
<b> </b>	実績1
設問33-1「1設定している」 とした場合、令和4年度の目	
標と実績について、それぞれ主	
なものを2つ記入してください。 (実績1)	
設問33-1「1設定している」	実績2
とした場合、令和4年度の目 標と実績について、それぞれ主	
なものを2つ記入してください。	
(実績2)	
設問33-2 設定した目標につ	① 1見直しを行っている
いて、必要に応じて、見直しを 行っていますか。	② 2見直しを行っていない
必须	
設問33-3 「1見直しを行っ	
ている」と回答した場合、どのよ	
うな観点で見直しを行っていま すか。	
必須	-
設問33-4「2見直しを行っ ていない」と回答した場合、その	
理由を記入してください。	
必须	·
設問34 指定管理者制度を	1 増加した
導入したことにより、直営時に 比べて利用者に変化はありまし	<ul><li>○ 2減少た</li></ul>
たか。	○ 3変わらない
必须	○ 4分からない
	利用収入
設問34-1 指定管理者制度	1 増加した
を導入したことにより、直営時に	○ 2減少した
比べて利用収入に変化はあり ましたか。	○ 3 変わらない
必須	○ 4分からない
	○ 5収入を得ていない
	対象は令和2年度から令和4年度に実施した監査(定期監査、行政監査、包括外部監査、財政的援助団体等監査)
	対象は予和2年度から予和4年度に美加した監査(定期監査、行政監査、包括外部監査、財政的援助団体等監査)  1全て対応している
設問35 県の監査による指摘	() 2対応している
等に対し、改善等の対応を行 いましたか。	○ 3一部対応していない
必须	<ul><li>○ 4対応していない</li></ul>
	V -1 ×1000 €0 400

○ 5指摘事項はない

設問36 現在の指定管理者 について、評価している点をお 聞かせください。(集客実績が ある、事故防止に努めている 等、何点でもかまいません。)	
設問37 貴課が所管する施設に限らず、指定管理者制度全般について、ご意見をお聞かせください。(メリット、課題等自由に記入ください。)	

申し込み内容を一時保存する

申し込み内容の確認に進む

# ご利用にあたり

サイトマップ



Copyright © 2020 みやぎ電子申請サービス, All Rights Reserved.

申し込み完了

# みやぎ電子申請サービス

サービストップへ

行政監査調査票(直営施設)

文字 大 中 小 色 標準 黒	灣 黄			
申し込み内容入力	>	申し込み内容確認	>	申

令和5年度行政監査に係る書面調査「指定管理者制度の運用状況(直営施設につい ^ルン
て)」

申し込み内容の入力

## 操作方法のご説明

下記の入力フォームに必要事項を入力した後、「申し込み内容の確認に進む」ボタンを押してください。 途中まで入力した内容を一時保存したい場合、「申し込み内容を一時保存する」ボタンを押してください。

### 注意事項

必須マークがある項目は、必ず入力してください。

機種依存文字(半角カナ、丸付き数字、ローマ数字、「﨑」など)は使用しないでください。機種依存文字が入力されている場合はエラーになります。

	申し込み内容を一時保存する申し込み内容の確認に進む
申請日 必須	令和 年 月 日
団体·法人名 必須	
団体・法人名(フリガナ)	全角カタカナで入力してください。
役職·部署名 必須	
役職・部署名(フリガナ)	全角カタカナで入力してください。
お名前	
お名前(フリガナ)	全角カタカナで入力してください。
電話番号	012-3456-7890のように、半角の数字とハイフンで入力してください。
内線番号	半角数字で入力してください。
メールアドレス	システムからの通知メールを受信するために、メールアドレスを入力してください。 確認用の欄には、同じメールアドレスをもう一度入力してください。 メールアドレス1
	確認用

	メールアドレス2 (任意) 住窓) 確認用 ※メールアドレス1、2に送信される	・ルアドレスでも通知メールを受信したい 通知メールの内容は同一です。 ま定受信を設定されている方は「elg-front.jp」を	<u>*</u> (1).
設問 1 県の直営施設について、民間移譲、地方独立行政法人化、業務委託、PFI等の今後のあり方について検討を行っていますか。	<ul><li>1検討を行っている</li><li>2検討を行っていない</li></ul>	•	
設問1-1「1検討を行っ ている」とした場合、その時 期と検討した内容について 記入ください。			
設問1-2 「2検討してい ない」とした場合、その理由 を教えてください。 必須	- The state of the		
設問 2 現在、直営により 施設を管理している理由を お聞かせください。 <sup>必須</sup>			

申し込み内容を一時保存する

申し込み内容の確認に進む

## ご利用にあたり

サイトマップ

ページの
先頭へ

Copyright © 2020 みやぎ電子申請サービス. All Rights Reserved.

#### 公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成十六年七月七日宫城県条例第四十三号

(趣旨)

第一条 県が設置する公の施設(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。) 第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の指定管理者(法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手続等については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

## (指定管理者の指定の申請)

- 第二条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)は、知事、公営企業管理者又は教育委員会(以下「知事等」という。)に対し、規則、企業管理規程 又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)で定める様式による申請書を提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類(以下「定款等」 という。)
  - 二 法人にあっては、登記事項証明書
  - 三 法人でない団体にあっては、役員の氏名及び住所を記載した書類
  - 四 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を示す書類
  - 五 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他団体の財 務の状況を示す書類
  - 六 公の施設の管理に係る事業計画書
  - 七 前各号に掲げるもののほか、規則等で定める書類

## (選定方法及び選定基準)

- 第三条 知事等は、前条第一項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって審査 し、公の施設の管理を行わせることが適当と認められるものを選定するものとする。
  - 一 県民の平等な利用が確保されること。
  - 二 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること。
  - 三 前条第二項第六号の事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
  - 四 個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること。
  - 五 法令(条例を含む。)の規定を遵守し、適正な管理ができること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

### (指定管理者選定委員会への諮問)

第四条 知事は、前条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとするときは、次の各号に掲げる公の施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者選定委員会に諮問しなければならない。ただし、他の条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 総務部が所管する公の施設 宮城県総務部指定管理者選定委員会
- 二 復興・危機管理部が所管する公の施設 宮城県復興・危機管理部指定管理者選定委員会
- 三 企画部が所管する公の施設 宮城県企画部指定管理者選定委員会
- 四 環境生活部が所管する公の施設 宮城県環境生活部指定管理者選定委員会
- 五 保健福祉部が所管する公の施設 宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会
- 六 経済商工観光部が所管する公の施設 宮城県経済商工観光部指定管理者選定委員会
- 七 農政部が所管する公の施設 宮城県農政部指定管理者選定委員会
- 八 水産林政部が所管する公の施設 宮城県水産林政部指定管理者選定委員会
- 九 土木部が所管する公の施設 宮城県土木部指定管理者選定委員会
- 2 公営企業管理者は、前条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとするときは、宮城県企業局指定管理者選定委員会に諮問しなければならない。ただし、他の条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 3 教育委員会は、前条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとすると きは、宮城県教育委員会指定管理者選定委員会に諮問しなければならない。ただし、他の条例 に別段の定めがある場合は、この限りでない。

#### (協定の締結)

- 第五条 指定管理者は、次に掲げる事項について、知事等と協定を締結しなければならない。
  - 一 公の施設の管理に関する事項
  - 二 県が支払うべき費用に関する事項
  - 三 公の施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

#### (事業報告書)

- 第六条 指定管理者は、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後二月以内 に知事等に提出しなければならない。ただし、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指 定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に、当該日までの事業報 告書を作成し、提出しなければならない。
  - 一 管理の業務の実施状況
  - 二 管理の業務に係る経理の状況
  - 三 使用拒否の件数及びその理由
  - 四 前三号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

#### (変更の届出)

- 第七条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事等に届け出なければならない。
  - 一 名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
  - 二 定款等
  - 三 前二号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

#### (指定等の告示)

第八条 知事等は、法第二百四十四条の二第三項の規定により指定管理者を指定したとき、同条

第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は前条の規定による届出(同条第一号に掲げる事項に係るものに限る。)があったときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

#### (指定管理者選定委員会の設置)

- 第九条 知事の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、次に掲げる指 定管理者選定委員会を置く。
  - 一 宮城県総務部指定管理者選定委員会
  - 二 宮城県復興·危機管理部指定管理者選定委員会
  - 三 宮城県企画部指定管理者選定委員会
  - 四 宮城県環境生活部指定管理者選定委員会
  - 五 宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会
  - 六 宫城県経済商工観光部指定管理者選定委員会
  - 七 宮城県農政部指定管理者選定委員会
  - 八 宮城県水産林政部指定管理者選定委員会
  - 九 宮城県土木部指定管理者選定委員会
- 2 公営企業管理者の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、宮城県 企業局指定管理者選定委員会を置く。
- 3 教育委員会の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、宮城県教育 委員会指定管理者選定委員会を置く。

#### (組織等)

- 第十条 前条第一項各号に掲げる指定管理者選定委員会、同条第二項の宮城県企業局指定管理者 選定委員会及び同条第三項の宮城県教育委員会指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。) は、それぞれ委員八人以内で組織する。
- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、必要の都度、知事等が任命する。
- 3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### (委員長及び副委員長)

- 第十一条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

- 第十二条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに よる。

#### (運営に関する事項)

第十三条 第九条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長

が委員会に諮って定める。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年条例第七三号)

(施行期日)

1 この条例は、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第百二十四号)第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされている改正前の商業登記法第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本は、改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。

附 則(平成二〇年条例第三九号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例 第六十九号)の一部を次のように改正する。

附 則(平成二二年条例第六六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年条例第八号)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例 第六十九号)の一部を次のように改正する。

附 則(令和三年条例第十一号)

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例 第六十九号)の一部を次のように改正する。 ○公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成十六年十月二十日 宫城県規則第百七号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年宮城県条例第四十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

- 第二条 条例第二条第一項の規則で定める様式による申請書は、指定管理者の指定申請書 (様式第一号)とする。
- 2 条例第二条第二項第七号に掲げる書類は、次のとおりとする。
  - 一 施設を管理する上で必要な許認可証等の写し
  - 二 前号に掲げるもののほか知事が別に定める書類 (変更の届出)
- 第三条 条例第七条の規定による届出は、指定管理者の変更届 (様式第二号) によるもの とする。

(平二○規則七五・一部改正)

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に 定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

申 請 者 所 在 地 団 体 名 代表者氏名 電話番号

#### 指定管理者の指定申請書

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条第1項の規定により、○○の指定管理者の指定を申請します。

記

公の施設の名称

#### ※ 添付書類

- 1 定款, 寄附行為, 規約その他団体の目的, 組織及び運営の方法を示す書類
- 2 法人にあっては、登記簿の謄本
- 3 法人でない団体にあっては、役員の氏名及び住所を記載した書類
- 4 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内 容を示す書類
- 5 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表, 損益計算書その他団体 の財務の状況を示す書類
- 6 公の施設の管理に係る事業計画書
- 7 施設を管理する上で必要な許認可証等の写し
- 8 その他知事が別に定める書類

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

申 請 者 所 在 地 団 体 名 代表者氏名 電話番号

## 指定管理者の変更届

下記のとおり変更があったので、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条の規定により、届け出ます。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 変更事項

変	更	後	変	更	前	

※ 添付書類変更の事実を証する書面

附 則(平成二〇年規則第七五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年規則第二五号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。
- 3 改正前の各規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の各規則の規定によるものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

(令4規則25・一部改正)

様式第2号(第3条関係)

(平20規則75・令4規則25・一部改正)

平成20年7月 9日制定 平成23年5月17日改正 平成26年5月22日改正 平成29年6月 5日改正

# 指定管理者制度運用指針

## 1 運用指針の目的

この運用指針は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年宮城県条例第43号。以下「手続条例」という。)その他関係条例の規定に基づき、県が所管する公の施設の管理に指定管理者制度を導入し、同制度を運用する場合の基本的な方針を定めるものである。

## 2 指定管理者制度の導入目的等

(1) 指定管理者制度の目的

指定管理者制度導入の目的は、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用して、住民サービスの向上と管理経費の節減を図ることにある。

- (2) 公の施設と指定管理者制度
  - イ 公の施設については、その設置目的等を踏まえて常に必要性等の検証を行い、必要に 応じて、廃止、民間移譲又は地方独立行政法人化を検討するものとする。
  - ロ 直営施設は、随時、直営の合理性を検証するとともに、指定管理者制度導入の可能性 を検討し、制度導入可能なものについて順次移行する。

### 3 指定管理者の募集方法

(1) 募集方法は、原則として公募とする。ただし、次のような理由に該当する場合は、募集によらない方法(以下「非公募」という。)をとることができる。非公募を選択しようとする場合、当該施設の所管部局等の長(以下「所管部局長」という。)は、非公募の理由を付して非公募の可否を総務部長に協議しなければならない。

### 【非公募の理由(例示)】

- イ 県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、安定的で確実な管理運営が求められるもの
- ロ 県政の推進上、調査研究の継続性、学術的成果や高度な専門的知識等の蓄積・活用が必要なもの
- ハ 隣接施設との一体的な管理運営や密接な連携等によって効率的,効果的な管理運営が図られるもの
- 二 指定管理者の取消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要があるもの
- (2) 公募の場合において、関係法令や施設の性質等による特別の理由があるときは、所管部局長の判断で、募集する法人の種類を限定することができる。
- (3) 具体的な募集方法については、別紙1のとおりとする。
- (4) 募集期間は、原則45日以上確保する。
- (5) 募集の告知は、掲示板による公告、ホームページ、その他広報媒体等を活用して行う。

## 4 指定期間の設定

- (1) 指定期間は、サービスの安定性及び継続性を確保するとともに、一層のサービス向上と経営の効率化が見込まれる期間とし、個々の施設の性格及び実情等を総合的に考慮して、原則5年以内で所管部局長が定めるものとする。
- (2) 業務に高度な専門性を要し、利用者との関係から長期的に安定したサービスの提供が求められる施設等、5年を超えるべき特別な理由がある場合は、所管部局長が総務部長に協議の上、相当期間を指定期間として設定することができるものとする。

## 5 指定管理者候補の選定

- (1) 選定の視点
  - イ 公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設であり、 営利を目的とするものではないことから、指定管理者の候補は、手続条例第3条に規定す る選定基準を満たす者の中から、次の視点を重視し総合的に評価して選定する。
    - 視点1 施設の目的に沿って、より安定して施設の管理を行うと認められるもの
    - 視点2 施設の効用を増し、より住民サービスの向上につながる管理を行うと認められるもの
    - 視点3 施設をより経済的に管理する(管理経費が少ない)と認められるもの
  - ロ 具体的な審査項目,審査の視点及び配点については,施設の規模や特性等を踏まえ,施 設ごとに定めるものとし,募集要項において明示する。

## (2) 選定委員会

## イ 委員会の設置

指定管理者の候補を選定するための選定委員会は、所管部局等ごとに設置する委員会 (以下「部局等選定委員会」という。)を基本とし、必要に応じて、個別の施設条例に規 定して施設ごとの委員会(以下「個別選定委員会」という。)を設置することができる。

#### 【個別の施設ごとに委員会を設置する場合(例示)】

- (イ) 施設の運営に当たり、様々な分野の団体関係者や学識経験者の意見を幅広く聴く必要がある施設
- (p) 多くの県民が利用し、かつ利用者のサービスを向上する様々な創意工夫が引き出せる 施設

### ロ 委員の構成

- (イ) 部局等選定委員会の委員の構成は、5~6人程度を基本、8人を上限として、所管部局長が定める。
- (中) 個別選定委員会の委員構成は、所管部局長が検討して、各条例において上限を定める。
- (ハ) 部局等選定委員会又は個別選定委員会の委員は、構成員の半数以上を有識者等の外部 委員とする。

## ハ 委員の制約

- (イ) 委員は、自己が役員等(理事、取締役、監事、監査役、運営委員等)又は職員となっている団体が申請した事案については、その議事に参加することができない。
- (p) 委員は、自己又は親族の利害に直接関係する事案については、その議事に参加することができない。

## 6 調査等の実施

県は必要があると認めるときは、随時、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の 状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行う。

## 7 運営の評価

- (1) 県は指定管理者から提出される事業報告書を基に、毎年度の活動内容を評価して、翌年度以降の効率的、効果的な施設管理に活かす。
- (2) その他運営の評価等の具体的な方法は別に定める。

## 8 指定管理者の組織体制等の変更に伴う手続

指定管理者として指定された団体の合併等により当該団体の組織体制等に変更が生じる場合には、所管部局長は次に掲げる指定管理者の組織体制等の変更に関する調査をした上で、 総務部長と再指定等の手続についての協議を行うものとする。

## 【 指定管理者の組織体制等の変更に関する調査の内容 】

- (1) 組織体制等の変更内容(法人格の変更の有無及び権利義務の承継に係る事項も含める。)
- (2) 変更後の施設の管理体制(施設の安定的な管理を行うための手法や経費,人員配置等の状況)
- (3) 変更後に見込まれる指定管理者の財務・経営状況
- (4) その他,所管部局長が必要と認める事項

### 9 改善勧告の指示、指定の取消し等

(1) 改善勧告等

県は指定管理者に対して協定違反が認められる場合など必要に応じ、改善勧告等の指示を 行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。

- (2) 業務停止命令
- (1)の場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合、県は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (3) 指定の取消し

県は指定管理者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- イ 会社更生法(平成14年法律第154号), 民事再生法(平成11年法律第225号) の規定に基づく更生又は再生手続を開始したとき。
- ロ 財務状況等が著しく悪化し、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ハ 管理運営業務の全部又は一部が停止になり、解除後の管理業務が確実でないと認められるとき。
- 二 暴力団 (暴力団による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 又は暴力団の構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあると認められるとき。
- ホ その他、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 10 その他

# (1) 透明性の確保

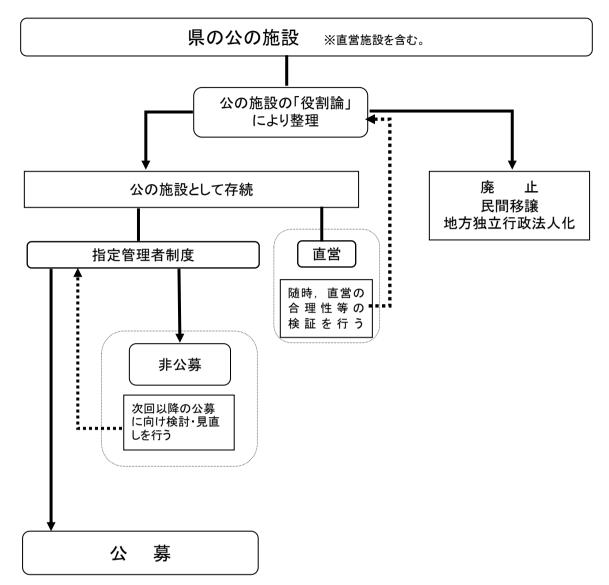
指定管理者制度の運用に当たり、透明性を確保するため、次の区分により「指定管理者制度運用指針」、「指定管理者の募集」、「指定管理者候補の選定過程」等を、ホームページ等で分かりやすく公表する。この場合、「指定管理者候補の選定過程」については、別紙2の「指定管理者の選定に係る情報公開について」に準拠して公表する。

- イ 行政経営推進課 「制度趣旨」, 「運用指針」, 「手続条例」, 「募集状況一覧」 等
- ロ 施設所管課(室) 「個別の設置条例」, 「指定管理者の募集」, 「指定管理者候補 の選定過程」等
- ※ 行政経営推進課ホームページ,施設所管課(室)ホームページは、相互リンクとする。

## (2) 公社等外郭団体への指導

県は、指定管理者として指定されている公社等外郭団体に対して、自立的経営の確立に 向けて主体的に経営改善を進めていくよう指導する。

別紙1「具体的な募集方法」



### 公の施設の区分

	が心氏のと力	
	募集区分	理由由
指定管理	公募	民間事業者等のノウハウの導入により効果的、効率的な管理運営が期待できるもの
者		〇 県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、安定的で確実な管理運営が求められるもの
	制     度   非公募	○ 県政の推進上,調査研究の継続性,学術的成果や高度な専門的知識等の蓄積・活用が必要なもの
		〇 隣接施設との一体的な管理運営や密接な連携等によって効率的、効果的な管理運営が図られるもの
		〇 指定管理者の取消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要があるもの など

	〇 法令に定めがあるもの
直営	〇 施設の安定面,安全面から行政の直接運営が必要なもの
	〇 施設の機能や事業を通じ、高度な政策的施策展開を行っているもの

## 指定管理者の選定に係る情報公開について

#### 1 申請者への周知

- (1) 申請書(事業計画書、添付書類を含む。)は、情報公開の対象文書となるため、情報公開 条例の規定に基づき、開示する場合があることを募集要項に明記すること。
- (2) 選定過程や採点結果についても、申請者名を表示して公表することを募集要項に明記すること。

#### 2 公表資料

- (1) 県民及び議会に公表する資料は、指定管理者候補者の選定過程を分かりやすく公表(説明) するために作成するもので、説明事項は、次のものを基本とする。
  - イ 施設概要(施設名、所在地)
  - 口 募集期間
  - ハ 応募団体(団体数及び団体の名称)
  - 二 審査日程
  - ホ 審査方法 (選定基準等の概略)
  - へ 選定委員の氏名等(氏名、所属・職)
  - ト 採点一覧表
    - (イ) 委員名は、委員A、委員B、委員C等と表示する。
    - (ロ) 申請団体の採点結果は、委員ごとに、審査項目別の点数を表示する。
  - チ 指定管理者候補者の提案価格(収入総額、支出総額及び県の指定管理料)
  - リ 指定管理者候補者の団体名、所在地、代表者
  - ヌ 選定理由(選定された団体が他と比較しどこが優れていたかの内容等)
  - ル 指定期間
- (2) 施設所管課(室)は、「公表資料」を指定管理者の指定の議決後、速やかにホームページに掲載し、指定期間を通じ公開すること。

#### 3 開示に当たっての注意点

次のような情報については、開示に当たり、情報公開条例第8条に規定する不開示情報に 該当するかどうかを、県政情報・文書課と十分に協議すること。

- (1) 申請書に記載されている個人情報(職歴、住所、電話番号等)
- (2) 申請書に添付された団体への銀行等からの評価書、診断書など団体等の名誉、社会的評価等に関わる情報
- (3) 融資証明、業務提携に関する書類など団体等の経営方針、経理、人事等の内部管理に関する情報
- (4) 団体等の技術、営業、販売上のノウハウに関する情報
- (5) 選定委員会等の記録等で、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に影響する情報

平成21年2月27日制定平成27年5月20日改正

## 指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針

## I 目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に基づき、公の施設に指定管理者制度を導入するに当たっては、指定管理者によって施設が適正に管理され、かつ公正で開かれた運営が行われ、さらには利用者サービスの向上が図られなければならない。

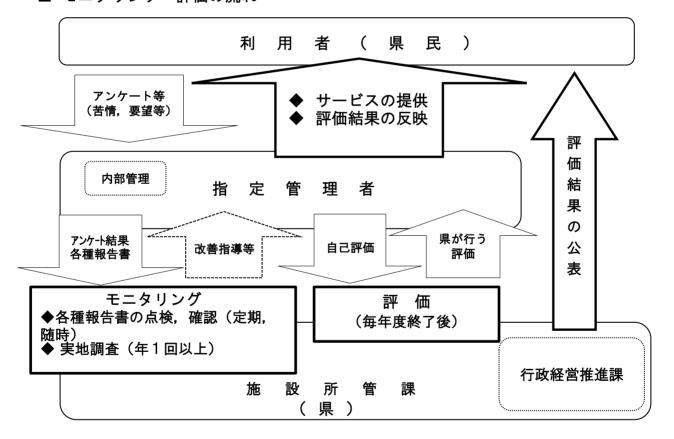
このため、県は、指定管理者が行う管理運営業務の点検及び確認(以下「モニタリング」という。)を適切に実施し、その評価を行うとともに、評価結果を公表することにより、上記の趣旨を達成し、県民の理解と信頼の確保を図るものとする。

## Ⅱ 本指針の性格

本指針は、指定管理者制度運用指針(平成20年7月9日策定)7に基づき、モニタリング及び評価に関する標準的な実施方法を定めるものである。指定管理者制度を導入している公の施設を所管する課室(以下「施設所管課」という。)においては、本指針を基本としつつ、施設の性格及び実情等を踏まえ、必要な修正を行った上で、モニタリング及び評価を適切に実施するものとする。

## Ⅲ 実施体系

■ モニタリング・評価の流れ



# Ⅳ モニタリング

1 モニタリングの実施

施設所管課は、指定管理者が行う公の施設の管理運営業務が年度事業計画書、協定書及び仕様書(以下「年度事業計画書等」という。)に基づいて、適正に実施されているかどうかを確認するため、定期又は随時にモニタリングを実施する。

- 2 モニタリングの内容
- (1) 各種報告書の点検・確認

施設所管課は、協定書の規定により、指定管理者から月次報告書、四半期報告書、年度事業報告書その他各種報告書の提出を受けたときは、その内容を点検及び確認するものとする。

## (2) 実地調査

施設所管課は、公の施設の管理の適正を期するため、原則として年1回以上 実地調査を行い、指定管理者が行う施設の管理運営業務の実施状況を点検及び 確認するものとする。

## (3) 改善指導等

施設所管課は、上記(1)又は(2)のモニタリングを通じ、指定管理者が行う管理運営業務の内容に改善すべき事項が認められる場合は、指定管理者に対し、改善に向けた指導又は助言を行うものとする。また、指定管理者に協定違反が認められる場合等、必要に応じ、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。

## V 指定管理者の内部管理

### 1 日報の作成

指定管理者は、公の施設の利用状況、管理運営業務の実施状況等に関して日報 として記録し、整理するものとする。

## 2 利用者アンケート等

指定管理者は、利用者からの苦情、要望等を、随時受け付ける体制を確保する とともに、利用者アンケートを実施するものとし、それらの結果等を、定期又は 随時に施設所管課に報告するものとする。

## 3 利用者サービスの向上

指定管理者は、日報の作成、利用者アンケート等を通じ管理運営業務の課題、利用者のニーズ等を的確に把握し、主体的に業務改善に取り組むとともに、利用者サービスの向上に努めるものとする。

## 4 施設所管課の関与

施設所管課は、必要に応じ、指定管理者が行う管理運営業務の実施状況についての説明又は関係書類の提出を求め、業務の改善に向けた指導又は助言を行うものとする。

## ■ モニタリング等の取組(参考)

		目	役 割 分 担		
			指定管理者	施設所管課	
指定管理者	日報の作成		・利用状況,管理運営業務の実施 状況を記録,整理	・(必要に応じ)内容聴取	
の内部管理	利用者	皆アンケート等	・利用者の苦情,要望,アンケー ト等の収集,分析,報告(定期 又は随時)	・アンケート結果等の点検,確認	
	, Fe	月 次	・月次報告書の作成,報告		
	種	四半期	・四半期報告書の作成,報告	・各種報告書の点検、確認	
	各種報告書	年 間	・年度事業報告書の作成,報告		
	書 緊急時 (災害,事故等)		・緊急時の対応,報告	・緊急時の対応,指示	
			・実地調査への対応、協力	・実地調査(点検,確認)	
モニタリング	ミニタリング 実地調査 (年1回以上)		【実地調査の項目】 ・帳簿書類の整備状況 ・帳簿書類の整備状況 ・管理運営体制(人員配置等)・管理運営業務の実施状況 ・安全管理体制 ・個人情報の管理体制 ・法令等の遵守状況 ・団体の財務状況 ・その他施設所管課が必要と		
	改善指導	改善指導	・指導,助言への対応	・改善に向けた指導,助言	
	以普伯名	改善勧告	・改善勧告への対応(改善策の 提出,実施)	・改善勧告	

## VI 評価

## 1 評価の実施

公の施設の効率的かつ効果的な管理運営を図るため、毎年度終了後、指定管理者が行った管理運営業務の評価を実施する。

## 2 評価の手法等

## (1) 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎年度終了後、自己評価を行うものとし、指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(様式第1号。以下「評価票」という。)中、「4施設利用実績」、「5管理運営収支実績」、「6評価対象年度の管理運営評価」及び「7施設管理運営の課題等」の該当欄を記入し、毎年5月末日までに年度事業報告書とともに、評価票を施設所管課に提出しなければならない。なお、評価は、次の基準を目安に、前事業年度における管理運営業務の実績を踏まえ、自らの事業実績が施設の効率的かつ効果的な管理運営につながったかどうかを勘案して各項目ごとに行うとともに、各項目ごとの評価結果に基づき総合評価を行うものとする。

### 【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
Α	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
В	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
С	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

## (2) 県が行う評価

## イ 評価の方法

施設所管課は、評価票の提出を受けたときは、評価票の内容を点検及び確認するとともに、指定管理者が行った管理運営業務の実施結果を評価するものとし、評価票の該当欄に必要事項を記入する。

なお、評価は、次の基準を目安に、前年度に実施したモニタリングの結果等を踏まえ、指定管理者の事業実績が施設の効率的かつ効果的な管理運営につながったか、また、指定管理者の自己評価が妥当なものかを勘案して各項目ごとに評価を行うとともに、各項目ごとの評価結果に基づき総合評価を行うものとする。

# 【県が行う評価の基準(目安)】

EXICAG 13 3	
評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり,優れた管理運営が行われたもの。
Α	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われたもの。
В	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要であるもの。
С	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず,大いに改善努力が必要であるもの。

## ロ 評価結果の報告等

施設所管課は、評価結果等を取りまとめ評価票を作成したときは、所管部局長に報告するとともに、毎年6月末日までに行政経営推進課に提出するものとする。

## 3 評価結果の通知. 公表

評価結果は、施設所管課から指定管理者に通知するとともに、行政経営推進課ホームページにおいて毎年7月末日までに公表するものとする。

## 4 評価結果の反映

施設所管課及び指定管理者は、当該評価結果を踏まえ、施設管理における課題等を整理するとともに、業務改善に向けた必要な措置を講じ、公の施設の効率的かつ効果的な管理運営を図るものとする。

## (附則)

この指針は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度以降の指定管理業務から適用する。

## (附則)

この指針は,平成27年5月20日から施行する。

# 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:平成〇年度)

施	設	の	名		称
指	定管	理 者	の	名	称
施	設所	管 部	課	至	₫)

# 1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

	期			F	間		管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成	年	月	~	平成	年	月			
平成	年	月	~	平成	年	月			
平成	年	月	~	平成	年	月			

<sup>(</sup>注)管理形態欄には,直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

# 2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指	定管理者の名称		名 称					
18	足自垤	19 07	10 170	所在地				
指	定	期	間	平成 年	・ 月 日 ~ 平成 年 月 日( か年)			
募	集	方	法	□ 公募	□ 非公募			

## 3. 施設の概要【施設所管課記入】

٥.	カピロスマンル	<i>n</i> × •			\U/	<b>\</b> 4								
施	設	の	名	称										
所		在		地										
設	置		年	月			年	月						
根	拠	条	例	等										
設	置		目	的										
					敷	地	面	ī 積				m	m²	
					構			造						
施	設	o ا	内	容	内			容		• 管理	関する	諸室,	ら、設備等を記入してください。	
開	館	( F	听 )	日										
開	館(	所	)時	間	午	前	時	分	~ 4	午後	時	分	<del>}</del>	
指業	定 管 務	理 <b>を</b>	皆 が 行 範	う囲										
					採	用	の:	有 無		有		無		
利	用	料	金	制	利力	用料	金の	名称						

# 4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

・項目中,「延べ利用者数」,「単位(人)」は,施設ごとに適宜設定してくだ(1)開館(所)日数及び利用者数 さい。

		事業計画	実	績		
項	目	評価対象年度 (平成 <mark>○</mark> 年度) (A)	前 年 度 (平成 <mark>○</mark> 年度) (B)	評価対象年度 (平成 <mark>○</mark> 年度) (C)	対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
開館(所)日数		日	日	日	#DIV/0!	#DIV/0!
延べ利用者数		人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!

<sup>(</sup>注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

# (2) 延べ利用者数の内訳

	事業計画	回	実	績		
項目	評価対象年度 (平成 <mark>○</mark> 年度) (A)		前 年 度 (平成 <mark>○</mark> 年度) (B)	評価対象年度 (平成 <mark>○</mark> 年度) (C)	対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
・上記(1)「延べ利用者数」	Orth≣P	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
を記入してください。	ופּונאכט	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
・内訳は、事業別又は施設別と	こするな	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
- ど,適宜設定してください。		人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
		人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
合 計	0	人	0 人	0 人	#DIV/0!	#DIV/0!

# 5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入 (単位:千円, %)

(1) 40.7				\-	中位・111,707
	事業計画	実	績		
項目	評価対象年度 (平成○年度) (A)	前 年 度 (平成 <mark>○</mark> 年度) (B)	評価対象年度 (平成○年度) (C)	対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
県指定管理料				#DIV/0!	#DIV/0!
利用料金収入				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
収入計(a)	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
(2) 支出					
人件費				#DIV/0!	#DIV/0!
施設管理費				#DIV/0!	#DIV/0!
事業運営費				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
支出計(b)	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
(3) 収支					
収 支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
前期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!
次期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

# 6. 評価対象年度(平成○年度)の管理運営評価【指定管理者·施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
①管理運営体制	・人員の適正な配置,職員の資質や能力の向上を図るために実施した研修等の取組実績を記入してください。 ・人員体制には,評価対象年度末現在で指定管理業務に従事している人数を記入してください。	・年度事業計画書等に基づき、評価対象年度の管理運営業務が計画 又は目標とおり実施されたか、また、その結果、施設の効率的かつ 効果的な管理運営につながったか どうかなど、左記の事業実績を踏まえ、指定管理者自身が事業実施	AT IIM	・年度事業計画書等に基づき、評価対象年度の管理運営業務が計画 又は目標どおり実施されたか、左記の事業実績及び指定管理者自己評価並びに事業実施年度中における県のモニタリング結果を踏まえ、	ит іш
人員体制	正規 人 非正規 人	年度の管理運営業務の内容を自己		指定管理者を指導監督する県の視 点から評価し,施設の効率的かつ	
②施設・設備の維持 管理業務の実施	・施設・設備等の各種保守点検 業務,維持管理業務の事業実績 を記入してください。	評価し、各項目ごとに評価した内容を記入してください。 ・ なお、評価欄には、下記「指定管理者が行う自己評価の基準(目安)」を参考に評価し、各項目ごとに、S~Cのいずれかを記入してください。また、各項目ごとの評		対果的な管理運営につながったか、また、指定管理者が行った自己評価が妥当なものかを勘案し、各項目ごとに評価した内容を記入してください。 ・なお、評価欄には、下記「県が行う評価の基準(目安)」を参考	
③運営業務(ソフト 事業等)の実施	・運営業務(ソフト事業等)の 事業実績を記入してください。	価結果を踏まえ、総合評価欄についても同様に記入してください。		に評価し、各項目ごとに、S~Cのいずれかを記入してください。また、各項目ごとの評価結果を踏まえ、総合評価欄についても同様に記入してください。	
④自主事業の実施	・自主事業の実績を記入してださい。※該当がある場合に限る。				
⑤利用者サービス の向上	・利用者へのサービス向上に 資する取組実績を記入してく ださい。 (例) 開館日, 開館時間の拡大 利用促進・PRの取組 ホームページの開設 情報紙の発行等				
⑥利用者の苦情, 要望等の把握 とその反映	・利用者の苦情,要望等の受付体制,利用者アンケートの実施状況及び当該年度中に出された苦情,要望等の内容とその対応結果(代表的なもの)を記入してください。				
⑦安全対策	・利用者の安全を確保するため に講じた対策,法令に基づく防 災訓練の実績,事故又は災害発 生時の対応結果(代表的なも の)を記入してください。				
⑧県民の平等利用	・県民(利用者)の平等利用の ために、どのような点に配慮し たか、利用受付に当たっての留 意事項等、その実績を記入して ください。				

項目	事業実績	指定管理者の自己評価		県の評価	
切 日 	【指定管理者記入】		評価		評価
③個人情報の保護	・個人情報保護規程の制定状況, 個人情報管理者の設置状況,従 事者等に対する教育研修の実績 など,個人情報保護に関する取 組実績を記入してください。				
⑩利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり。				
⑪収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり。				
⑫その他の取組	・上記以外の項目について、その取組実績を、必要に応じ、記入してください。 (例) 使用料の徴収実績 地域住民・関係機関との連携 環境配慮の取組等の実績等				
	総合評価				

# 【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

ENDITE HIS									
評価	評価の考え方								
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。								
Α	平度事業計画書等の内容と同程度の実績であり,適正な管理運営を行った。								
В	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。								
С	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。								

## 【県が行う評価の基準(目安)】

ENCY 11 701 II									
評価	評価の考え方								
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。								
Α	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。								
В	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。								
С	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず,大いに改善努力が必要である。								

# 7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	・上記指定管理者自己評価等によって抽出され た管理運営の課題,課題解決に向けた今後の取 組方針を記入してください。	・本評価を通じて抽出された管理運営の課題等 に対する県の考え方を、左記を参考に記入して ください。